家計簿サービス等に関する
実態調査報告書

令和２年４月

公正取引委員会

目次

第１　調査の趣旨・方法 ..... － 1 －
１　調査の趣旨 ..... － 1 －
２　調査対象・調査の方法..... － 1 －
第２　家計簿サービス等及びその取引の基本構造..... － 2 －
１　家計簿サービス等の概要..... － 2 －
２　口座情報の取得 ..... － 6 －
３　API 接続のためのシステム ..... － 10 －
４　家計簿サービス等の提供に係る取引の概要..... － 18 －
第３　家計簿サービス等の分野における取引の状況..... － 25 －
１　契約交渉の状況 ..... － 25 －
２　契約交渉の進展 ..... － 36 －
３　再交渉の可能性 ..... － 39 －
第４　家計簿サービス等の分野に関する競争政策上・独占禁止法上の考え方... － 40 －
１　銀行と電子決済等代行業者の取引..... － 40 －
２　銀行とシステムベンダーの取引..... － 42 －
第５　今後の取組 ..... － 43 －

第１　調査の趣旨・方法

１　調査の趣旨

昨今，金融分野においては，フィンテック[1]を活用する事業者（以下「フィンテック企業」という。）が参入し，個人向けの家計簿サービス[2]及び中小企業や個人事業主向けの会計サービスを提供する事例がみられる。これらのサービスは，新たなテクノロジーを活用することにより利用者の金融資産の管理を容易にするとともに，金融資産の保有状況等について分析等を行い，利用者のニーズに合わせてアドバイスを行うなど，利用者に新たな価値を提供するサービスである。

これらの分野においてフィンテック企業の参入が進み，活発な競争が行われることにより，利用者の利便性が向上するとともに，銀行が保有する口座情報をはじめとする様々なデータがフィンテック企業に集積することにより，それらを用いた新たなサービスの創出が期待される。しかし，フィンテック企業の新規参入や参入後の事業活動を妨げるような要因があれば，期待される利便性向上等の効果が限定的になるおそれがある。

このことから，公正取引委員会は，フィンテックを活用して提供される家計簿サービス及び会計サービスの分野について，取引慣行や規制が新規参入や参入後の事業活動の妨げとなっていないかという観点から実態調査を実施し，広く同分野における取引の実態等を把握するとともに，競争環境整備の観点から，独占禁止法上及び競争政策上の論点整理を行うこととした。

２　調査対象・調査の方法

調査は，後記⑴及び⑵のとおり，事業者及び消費者に対して，ヒアリング又はアンケート[3]により実施した。

⑴　ヒアリング調査（調査期間：令和元年 10 月～令和２年３月）

銀行[4]　26 行

家計簿サービス又は会計サービスを提供するフィンテック企業（電子決済等代行業者[5]）　７社

システムベンダー　８社

---

[1] フィンテックとは，金融（Finance）と技術（Technology）を組み合わせた造語であり，金融サービスと情報技術を結びつけることにより創出された新しい金融サービスを指す。

[2] 資産管理サービスとも呼ばれることもあるが，本調査では「家計簿サービス」とする。

[3] 以降，本報告書において，「ヒアリング」又は「アンケート」といった場合，本項におけるヒアリング又はアンケートをいう。

[4] 本調査では邦銀を対象とした。

[5] 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第２条第 18 項の「電子決済等代行業者」をいう。

業界団体　1者

合計　42者

⑵　アンケート調査（調査期間：令和元年11月12日～令和２年１月31日）

①　事業者向け

銀行　137行（回答数　129行）

電子決済等代行業者　60社[6]（回答数　44社）

システムベンダー　８社（回答数　７社）

合計　205事業者（回答数：180社，回収率：88％）

②　消費者向け

家計簿サービスを利用している消費者2,000人

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70　代以上	合計
男性	47	112	228	281	244	295	79	1,286
女性	40	131	186	133	114	87	23	714

第２　家計簿サービス等及びその取引の基本構造

１　家計簿サービス等の概要

前記第１の１のとおり，本調査においては，個人向けの家計簿サービス及び中小企業や個人事業主向けに提供される会計サービスを対象とした。家計簿サービス及び会計サービスについては，後記⑴及び⑵のとおり，サービスごとに多様な特徴があるが，その主たる特徴は，利用者が，スマートフォンやタブレット等にダウンロードしたアプリケーションに，預金口座やクレジットカードの番号等を登録することにより，預金口座の入出金の動きやクレジットカードの使用状況等の複数の情報が自動的に記録され，一元的にこれらの状況等を確認することができることである。このように，両者は利用者が異なるものの，銀行から口座情報を取得するなどして，それを用いて利用者に対してサービスを提供するという点において共通していることから，本調査においては「家計簿サービス等」と総称する。

また，家計簿サービス等を提供する事業者が取得した口座情報や，口座情報を用いて作成された情報は，銀行においても，融資業務等に利用されることがある。

[6] アンケート開始時点（令和元年11月13日）において電子決済等代行業者としての登録を受けていた者を対象とした。

(1) 家計簿サービス

家計簿サービスとは，スマートフォンやタブレット等にダウンロードしたアプリケーション上で複数の銀行の預金口座やクレジットカード等の収支の状況を自動で記録し，家計簿を作成するサービスである。利用者が自身の預金口座やクレジットカード等の情報を登録することにより，これらにおける日々の収入や支出の額が自動的に家計簿に取り込まれ，食費や光熱費等に分類された上で記録される。これにより，１つの家計簿サービスにおいて複数の預金口座における入出金やクレジットカードの購買履歴等の情報を一覧することが可能となる。また，例えば，利用者がスマートフォンのカメラでレシートを撮影することにより，現金による支払の情報を自動的に家計簿に記録する機能もある。

なお，消費者向けアンケートによれば，家計簿サービスの利用者のうち，半数以上が，１つの家計簿サービスのアプリケーションにおいて複数の銀行の預金口座を登録していると回答している（図表１）。

図表１　家計簿サービスに登録している預金口座数

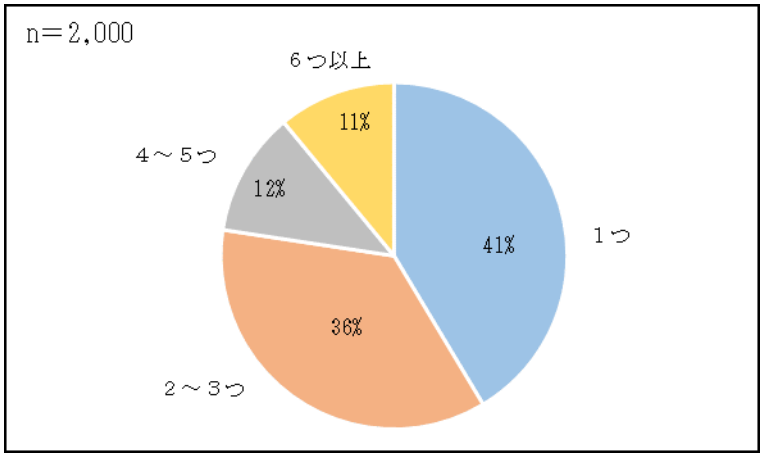

【出典】消費者向けアンケート結果

このような家計簿サービスを提供する主な事業者は，現在５社[7]存在しており，預金口座を登録している利用者は延べ約 500 万人[8]に達する。また，多くの家計簿サービスでは無料のものと有料のものがそれぞれ提供されており，有料サービスには，上記のような基本的な家計簿サービスの

[7] アンケート調査の回答内容の集計及び事業者からのヒアリングによるもの。

[8] アンケート調査の回答内容を集計したもの。

機能に加え，例えば，作成した家計簿の情報を基に家計状況を分析し，家計の改善点を指摘する機能や，ポイント等の有効期限が通知される機能を利用できるほか，画面に広告が表示されないといったメリットがある。有料サービスの料金は，各社とも，月額 300～500 円程度となっている。この点，消費者アンケートにおいては，家計簿サービスの利用者のうち約９割が無料サービスを利用していると回答しているほか，現在利用しているサービスについて，無料サービスの利用者のうち約６割が，無料でなければ利用しないと回答している（図表２及び図表３）。また，６割以上の利用者が，そもそも「自分の情報を参照する」ものであることから，無料であるべきと認識している（図表４）。

図表２　無料又は有料プランのどちらを利用しているか（左）
図表３　（無料会員向け）現在と同様のサービス内容を利用できる場合に支払ってもよいと考える月額利用料（右）

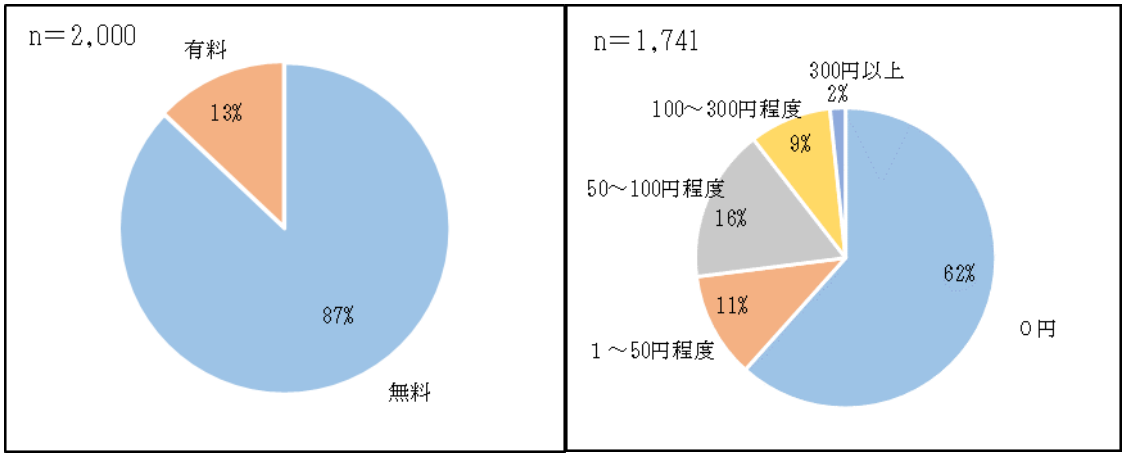

【出典】消費者向けアンケート結果

図表４　自身の口座情報を参照する際に料金が発生することについてどのように考えるか

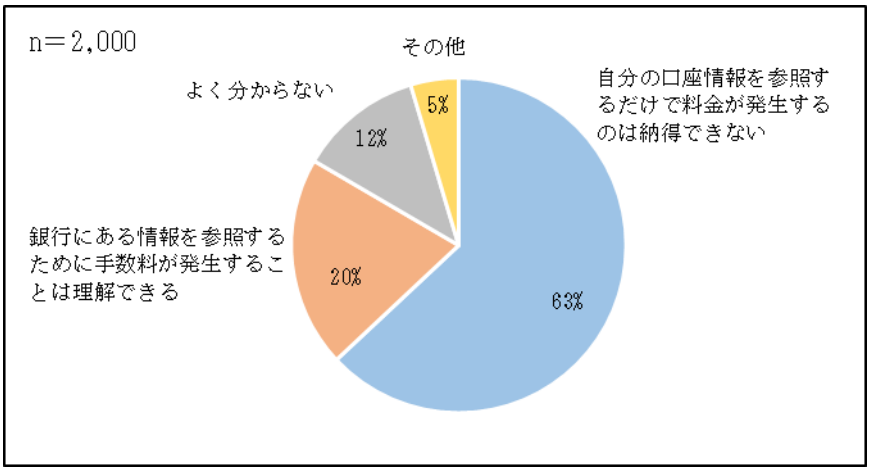

【出典】消費者向けアンケート結果

家計簿サービスを提供する事業者は，主に有料サービスによる課金とアプリケーション上に表示させる広告の広告料を収入としている。

⑵　会計サービス

会計サービスとは，中小企業や個人事業主が行う会計業務や確定申告をサポートするサービスである。基本的な機能は家計簿サービスと同様であり，中小企業等が利用している預金口座等の情報を利用して，預金口座における入出金の動き等を会計帳簿に自動的に仕分したり，決算書類を自動的に作成したりするものである。

また，預金口座の入出金に係るデータは，銀行等の融資手続に用いられることもある。これにより，サービスを利用している中小企業等が融資を受ける場合に，従来必要とされてきた銀行等に対する財務状況に係る書類の提出等を省略し，融資の手続に要する期間を短縮することができる。

このような会計サービスを提供する主な事業者は，現在６社[9]存在しており，預金口座を登録している利用者は延べ約 50 万者[10]に達する。また，会計サービスは，おおむね有料で提供されており，一般的な月額利用料は数千円程度である。これらの会計サービスを提供する事業者は，そのサー

[9] アンケート調査の回答内容の集計及び事業者からのヒアリングによるもの。このうち１社は，家計簿サービスの提供も行っている。

[10] アンケート調査の回答内容を集計したもの。

ビス提供に係る対価を主な収入としている。

２　口座情報の取得

⑴　情報取得の手法

前記１のとおり，家計簿サービス等を提供する事業者は，そのサービスを提供するために，利用者の銀行口座の情報を取得することが必要となる。銀行が保有する口座情報は，銀行における預金，融資，為替等の業務処理機能を担っている勘定系システム（３⑵において後述。）において管理されているため，口座情報を取得するためには，勘定系システムにアクセスする必要がある。なお，ATM やインターネットバンキング（IB）サービス[11]（以下「IB サービス」という。）を利用して預金残高を参照したり，振込を行ったりする場合も同様に勘定系システムにアクセスしている。

家計簿サービス等を提供する事業者は，従前，IB サービスの利用者向けに家計簿サービス等を提供してきており，IB サービスの対象となる口座情報を取得する際に，利用者から IB サービスに係るパスワード等を受け取り，利用者に代わって勘定系システムにアクセスし，情報を取得する，いわゆる「スクレイピング」と呼ばれる手法を用いていた。また，平成 30 年５月 31 日までは，家計簿サービス等を提供する事業者は法律に基づく登録等を受ける必要はなく，自由に事業を行うことができた。

⑵　銀行法の改正

前記⑴のとおり，家計簿サービス等を提供する事業者がスクレイピングという手法を用いる際には，利用者がパスワード等の情報を事業者に預けるため，情報セキュリティ上の懸念が指摘されていた。また，家計簿サービス等を提供する事業者と銀行との間に契約関係がないため，利用者に損害が生じた際の賠償責任等の所在が不明確であった。さらに， IB サービスへのアクセスが利用者によるものか家計簿サービス等を提供する事業者によるスクレイピングによるものかについて，銀行にとっては，外形的に判断することが困難であることから，その接続について管理できないといった課題もあった。

これらの課題を踏まえ，利用者保護を確保しつつ，家計簿サービス等を提供する事業者を含めたフィンテック企業とのオープン・イノベーショ

---

[11] インターネットバンキングサービスは，インターネットバンキングシステムを導入している銀行の利用者が，同サービスに申し込むことにより，パソコンやスマートフォン等の端末を利用してインターネットに接続し，金融機関のシステムにアクセスして口座残高照会や資金移動等を行えるサービスである。同サービスは，個人口座用と法人口座用がそれぞれある。

ン（連携・協働による革新）を進めていくための制度的枠組みを整備するため，平成 29 年に銀行法が改正[12]された。その結果，家計簿サービス等を提供する事業者は，その業を行うために，「電子決済等代行業者」としての登録を受けるとともに，銀行との間で「電子決済等代行業」に係る契約を締結することが義務付けられた。また，銀行は，電子決済等代行業者がスクレイピングによらずに口座情報を取得できるようにするための体制整備に努めること[13]とされ，電子決済等代行業者による口座情報の取得に当たっては，原則として API という技術が用いられることとなった。

API とは Application Programming Interface の略であり，「他のシステムの機能やデータを安全に利用するための接続方式」を指す。この API を利用することにより，電子決済等代行業者は利用者の IB サービスに係るパスワード等を用いることなく勘定系システムにアクセスすることが可能となる（以下，API を利用して勘定系システムにアクセスすることを「API 接続」といい，他の企業等からのアクセスを可能とするため API を公開することを「オープン API」という。）。

なお，従前，スクレイピングにより参照できる情報は，IB サービスで参照できる情報全てであり，普通預金口座のほか，外貨預金口座や投資信託口座等の情報を取得することが可能な場合もあったが，銀行法においては，API 接続によって取得できる情報の範囲は特段規定されていないため，どのような情報へのアクセスを認めるかは各銀行の判断に委ねられている。

---

[12] 銀行法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 49 号。以下「銀行法等改正法」という。）

[13] 銀行法等改正法附則第 11 条

図表５　銀行法等改正法概要

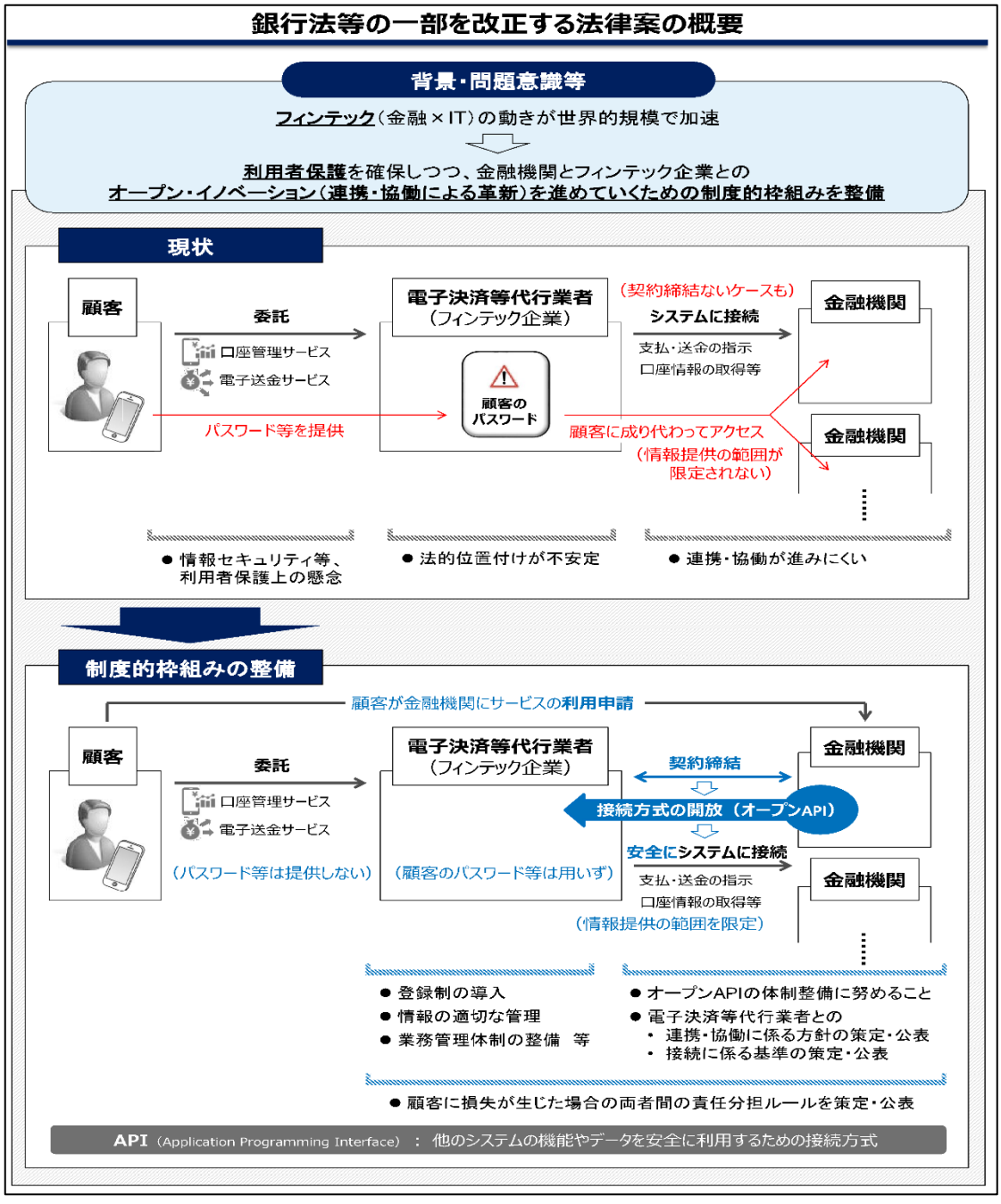

【出典】金融庁 HP

⑶　銀行法下における手続

ア　電子決済等代行業者の登録

銀行法において，電子決済等代行業は，①預金者の委託を受け，振込等の指図を銀行に伝達する事業（第１号事業）及び②預金者の委託を受けて銀行が保有する口座情報を取得し，当該預金者に提供する事業（第

２号事業）に分類されている[14]。このうち，家計簿サービス等は，第２号事業に該当する。前記⑵のとおり，これらの業を行うためには電子決済等代行業者としての登録が義務付けられている。

また，電子決済等代行業者としての登録を受けるためには，電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理を含めた電子決済等代行業を適切かつ確実に遂行するための体制を整備する必要がある。

イ　銀行との契約締結

銀行法上，電子決済等代行業者は，銀行が保有する口座情報を取得するためには，銀行ごとに電子決済等代行業に係る契約を締結する必要があり，契約においては以下の点を定めることとされている[15]。

① 電子決済等代行業に関し，利用者に損害が生じた場合における，銀行と電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項
② 電子決済等代行業者がその業務に関して取得した利用者に関する情報の適切な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に銀行が行うことができる措置に関する事項

また，銀行は契約締結に当たって電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成・公表することとされている[16]。この基準には，電子決済等代行業者が業務に関して取得する利用者に関する情報の適切な取扱

---

[14] 法律における定義は以下の通り。

〇銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）（抄）
（定義等）
第二条
17　この法律において「電子決済等代行業」とは，次に掲げる行為（第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く。）のいずれかを行う営業をいう。
一　銀行に預金の口座を開設している預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて，電子情報処理組織を使用する方法により，当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該銀行に対する指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達（当該指図の内容のみの伝達にあつては，内閣府令で定める方法によるものに限る。）を受け，これを当該銀行に対して伝達すること。
二　銀行に預金又は定期積金等の口座を開設している預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて，電子情報処理組織を使用する方法により，当該銀行から当該口座に係る情報を取得し，これを当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）。

[15] 銀行法第 52 条の 61 の 10 第２項

[16] 銀行法第 52 条の 61 の 11

い及び安全管理のために行うべき措置や，業務の適切な執行を確保するために整備すべき体制に関する事項が含まれることとなっている。

ウ　契約締結期限

銀行法の改正前から家計簿サービス等を提供していた事業者（以下「既存事業者」という。）については，銀行法等改正法において経過措置が定められており，その業を継続するためには，同法の施行日（平成30年６月１日）から６か月以内に登録申請を行う[17]とともに，令和２年５月 31 日まで[18]に銀行との間において電子決済等代行業に係る契約を締結する[19]こととされている。

３　API 接続のためのシステム

⑴　銀行における API 接続基盤整備

API 接続のためには，電子決済等代行業者がインターネット網を通じて銀行の勘定系システムにアクセスするための API 接続基盤と呼ばれるシステムを銀行において整備する必要がある[20]。また，API 接続により取得できる口座情報の範囲を銀行において検討し，それに応じた API 接続基盤を整備することとなる。一般的に，銀行はその整備及び運用についてソフトウェアやハードウェアの開発・製造・販売・保守等を行う企業（システムベンダー[21]）に委託することとなる。

現状，銀行から API 接続基盤の整備及び運用を委託されているシステムベンダーは少なくとも 12 社存在[22]する。上位３社のシステムベンダーが，法人口座については約９割，個人口座については約８割の銀行における API 接続基盤の整備を行っている（図表６）。

---

17 銀行法等改正法附則第２条第１項

18 令和２年４月 14 日，金融庁は，銀行及び電子決済等代行業者の双方が令和２年５月 31 日までに契約を締結する意向を示していたにもかかわらず，新型コロナウイルス感染症まん延の影響により，実際の契約の締結が同日までに間に合わないものについては，契約締結期限を令和２年９月 30 日まで延長することを発表した（https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/press_20200414.html）。

19 銀行法等改正法附則第２条第４項

20 API 接続基盤は，対応する口座の種別によって「法人口座」用と「個人口座」用に分けられ，口座の種別ごとに整備する必要がある。

21 銀行システムを手掛けるシステムベンダーとしては，国内大手のＩＴシステム企業，コンピュータ関連企業等がいる。

22 アンケート調査の回答内容を集計したもの。

図表６　各銀行が API 接続基盤の整備及び運用を委託しているシステムベンダー（左：法人口座，右：個人口座）

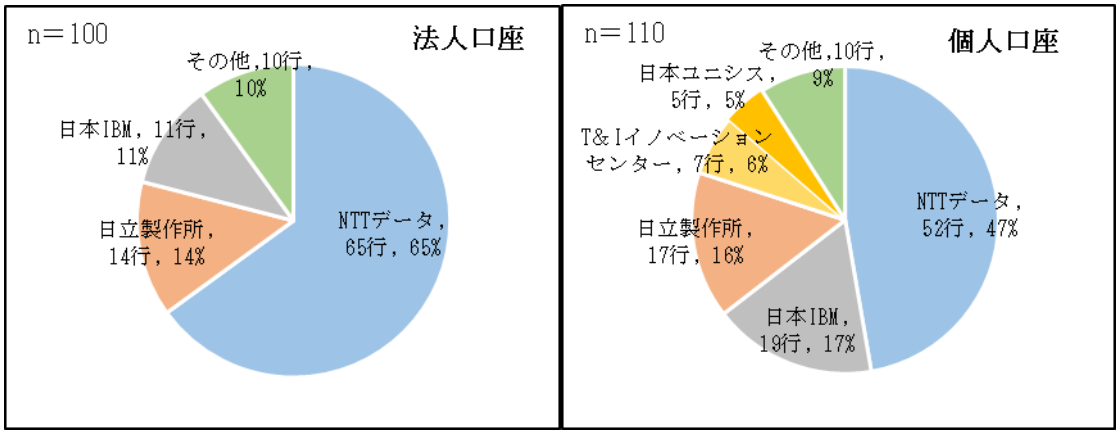

【出典】銀行向けアンケート結果

API はその機能により２種類に分けられ，振込など口座情報を更新するための「更新系 API」と，残高照会など口座情報を参照するための「参照系 API」とがある。電子決済等代行業者が家計簿サービス等を提供するために必要となるのは参照系 API である[23]。API 接続基盤の整備については，成長戦略フォローアップ（令和元年６月 21 日閣議決定）において「2020 年６月までに，80 行程度以上の銀行におけるオープン API の導入を目指す。」とされており，令和元年 11 月時点では，102 行の銀行において法人口座及び個人口座ともに API 接続基盤を整備済み又は整備することが決まっていると回答している（図表７）。

[23] 以下，「API」とは参照系 API を意味することとする。

図表７　銀行における API 接続基盤の整備状況

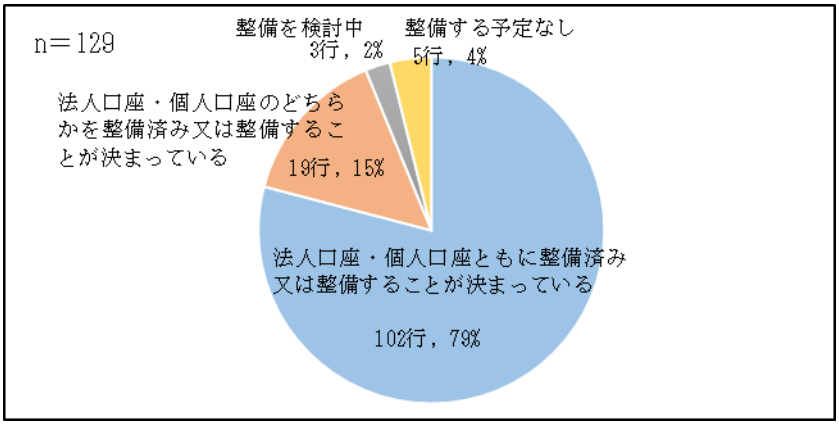

【出典】銀行向けアンケート結果

⑵　勘定系システム

銀行における勘定系システムは，預金，融資，為替等の業務処理機能を担っている基幹的なシステムである。勘定系システムについては，いわゆる都市銀行では初期投資額は数百～数千億円規模，運営費も年間数百億円となるなど，その整備及び運用に多額の投資を必要とする。地域銀行[24]においては，1990 年代後半以降，主にコスト削減の観点から，複数の銀行が共同でシステムの整備及び運用の全てを単一のシステムベンダーに委託し，複数の銀行で１つの勘定系システムを共同して利用するといった勘定系システムの共同化の動きがみられるようになり，令和元年６月現在，地域銀行の９割程度が共同化されたシステムを利用している[25]。

銀行にとって，システムの共同化は，システムの運営・改修に要する費用やシステムに関する知見を有する人員の手当てを複数の銀行で負担することにより，人件費を含めたシステム経費を削減できるといったメリットがある。

他方で，共同化のデメリットとしてはシステム仕様変更における制約が挙げられる。通常，共同化されたシステムの仕様変更を行う場合には他の銀行との意見調整が必要となる。

勘定系システムを単独で利用しているか共同化しているかにかかわらず，銀行が勘定系システムのシステムベンダーを変更することは少なく，銀行向けアンケートによれば，実際に勘定系システムのシステムベンダーを変更したことがある銀行（共同化への参加や経営統合を理由として

24　以下，一般社団法人全国地方銀行協会の会員であるいわゆる地方銀行と一般社団法人第二地方銀行協会の会員であるいわゆる第二地方銀行とを総称して「地域銀行」とする。

25　公益財団法人金融情報システムセンター編『金融情報システム白書（令和２年版）』P134

いる銀行を除く。）は１割程度であった。また，銀行からのヒアリングではシステムベンダーを変更しない理由として，高額な初期費用や移行期間中に一部サービスを停止しなければならない等の顧客への影響が指摘された。

なお，銀行向けアンケートによれば，回答のあった各銀行が勘定系システムの整備及び運用を委託しているシステムベンダーは図表８のとおりであり，上位３社で約７割，上位５社で約９割の銀行における勘定系システムの整備及び運用等を行っている。

図表８　各銀行が勘定系システムの整備及び運用を委託しているシステムベンダー

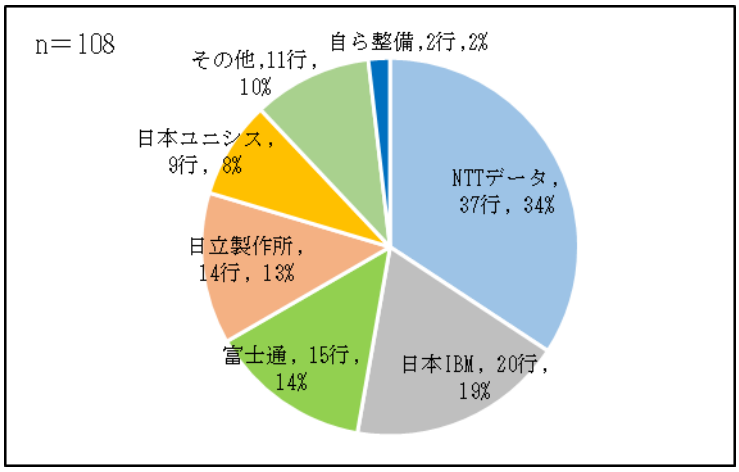

【出典】銀行向けアンケート結果

⑶　勘定系システムとの接続方式

API 接続基盤の整備においては，API 接続基盤を勘定系システムに接続する必要があるが，その方式は大別すると２通りある。１つは API 接続基盤を勘定系システムに接続するためのゲートウェイ[26]と呼ばれるシステムを新たに構築し，両者を直接接続するもの（以下「勘定系直結型」という。）であり（図表９－１），もう１つは既存のインターネットバンキングシステム[27]（以下「IB システム」という。）に API 接続基盤を整備し，勘定系システムと IB システムとの間に既に構築されているゲートウェイや IB システムが持つ本人認証機能を利用するもの（以下「IB 利用型」と

26　勘定系システムと API 接続基盤との情報のやり取りを行うためのシステムであり，API アダプタや内部 API と呼ばれることもある。以下，異なるシステムの接続に必要となるシステムを総称して「ゲートウェイ」という。

27　銀行の利用者に対し，IB サービスを提供するために必要となるシステム。

いう。）である（図表９－２）。以下，両接続方式の特徴を挙げる。

図表９－１　API 接続の概念図（勘定系直結型）

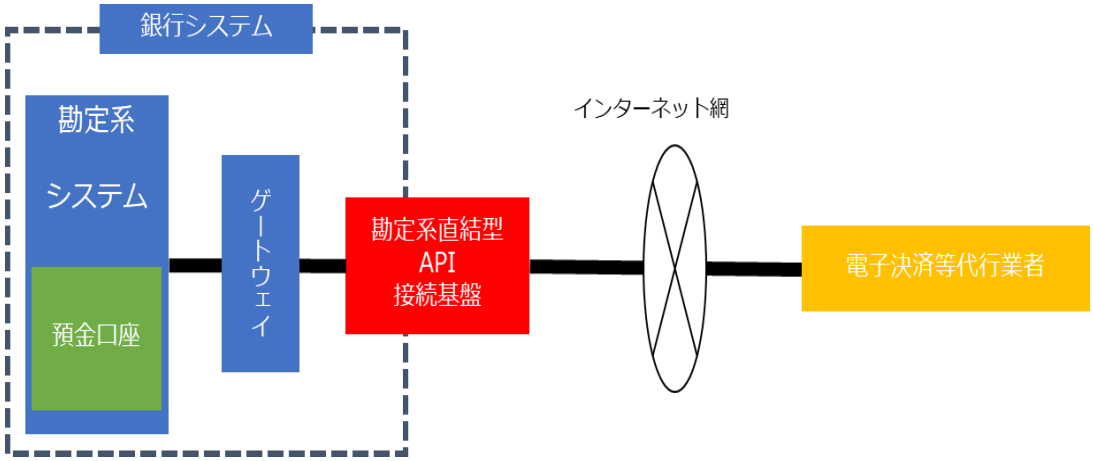

【出典】事業者からのヒアリング等を踏まえ公正取引委員会において作成

図表９－２　API 接続の概念図（IB 利用型）

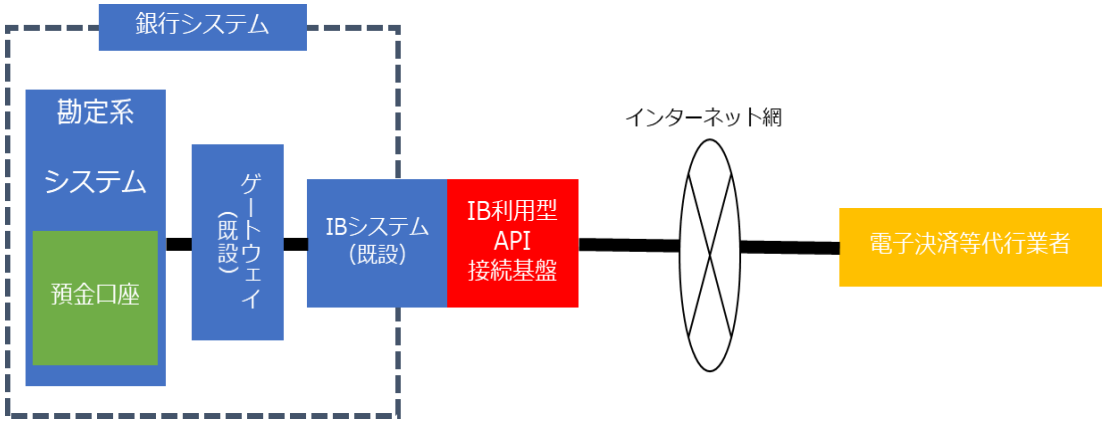

【出典】事業者からのヒアリング等を踏まえ公正取引委員会において作成

ア　勘定系直結型

勘定系直結型の場合には，ゲートウェイの構築が必要となり，そのため，後記イの IB 利用型と比較すると，API 基盤整備の工期は長期化するとともに初期費用は大きくなる。一般的には，銀行がシステムベンダーに支払う利用料や保守点検費用といった，システムの利用に当たり毎月発生するランニングコストは固定額となっていることが多い。

勘定系直結型の場合には，IB サービスの利用者に限らず，当該銀行に預金口座を開設している全ての者が API 接続を用いたサービスを受

けられる。また，銀行にとっては，API 接続基盤を改修すれば，銀行側の創意工夫次第で API を用いた様々なサービスを利用者に提供することが可能であるというメリットがある。

イ　IB 利用型

⑺　IB システム

IB システムとは，インターネットを通じて口座残高照会等を行うためのシステムであり，勘定系システムとの間に既にゲートウェイが構築されているほか，セキュリティの観点から本人認証機能が実装されている。IB システムは各銀行において 1990 年代後半頃から導入が進み，一般的に，システムベンダーがその整備及び運用を行っている。

なお，銀行向けアンケートによれば，回答のあった銀行が IB システムの整備及び運用を委託しているシステムベンダーは，図表 10 のとおりであり，上位３社が，法人口座の約９割，個人口座の約８割について，IB システムの整備及び運用を行っている。

図表 10　各銀行が IB システムの整備及び運用を委託しているシステムベンダー（左：法人口座，右：個人口座）

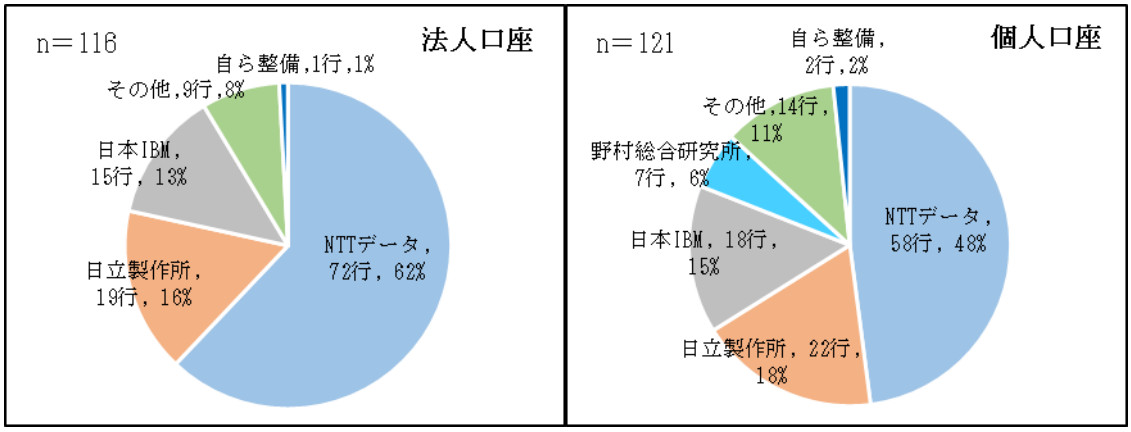

【出典】銀行向けアンケート結果

IB システムは，勘定系システムを整備したシステムベンダー以外のシステムベンダーであっても整備を行うことが技術的に可能である。実際に，銀行向けアンケートによれば，IB システムを整備している銀行のうち３割以上は，法人口座又は個人口座いずれかの IB システムについて，勘定系システムの整備を委託したシステムベンダーとは異なるシステムベンダーに整備及び運用を委託していた。

IB システムのランニングコストは，特に地域銀行において，従量制

（アクセスごとの課金又は一定期間におけるアクセス数に応じた課金）の料金体系となっていることがあり，この場合，利用者によるアクセス数が増加するにつれて銀行がシステムベンダーに支払う費用は増加することとなる。

なお，銀行やシステムベンダーからのヒアリングによれば，勘定系システムと同様に，初期費用や顧客への影響に鑑み，IB システムのシステムベンダーを変更することは少ないとの指摘があった。

⑷ IB 利用型の特徴

IB 利用型での API 接続基盤の整備は，既設のゲートウェイや本人認証機能を活用するものであるため，勘定系直結型と比較してシステム上の改修作業が少なく，その分工期が短くなるとともに，初期費用は低く抑えられる。他方で，IB システムを利用するため，IB システムのランニングコストがアクセスごとの従量制や月間の上限アクセス数に応じた料金体系となっている場合には，API 接続によるサービスの利用者のアクセス数が増加するほど，銀行がシステムベンダーに支払う金額は大きくなる。

IB 利用型については，銀行における IB サービスの利用者のみが API 接続によるサービスを利用することができる[28]。また，API 接続により電子決済等代行業者が利用可能な情報は，IB サービスで利用されている情報に限られるため，それ以外の情報を取得する必要性が生じた場合には，API 接続基盤のみならず IB システムの改修も必要となる。

ウ 小括

両接続方式の特徴をまとめると図表 11－１及び 11－２のとおりとなる。アンケートによれば API 接続基盤を整備済み又は整備することが決まっている銀行のうち，法人口座用で８割以上，個人口座用で６割以上が IB 利用型を選択していた（図表 12）。

なお，図表 11－２のとおり，API 接続基盤に係る「初期費用」や「ランニングコスト」の金額については，銀行ごとにばらつきがみられる。これは，API 接続基盤は，一般的にその機能や，１秒当たりの最大アクセス数といったシステムの性能に応じて，初期費用やランニングコストが異なるためである。例えば，同じ地域銀行という区分であっても，大手の地域銀行と中小の地域銀行では，預金者数や預かり資産等の規

[28] 銀行からのヒアリングによれば，IB サービスの加入率は 10%～40%程度となっている。

模に差があるため，API 接続基盤に係る費用についても相応の開きがあるものと考えらえる。また，料金体系が従量制となっている場合には初期費用や月額固定費が比較的低廉となっている傾向がある。

図表 11－１　接続方式の比較

	工期	初期費用（図表 11－２）	API 接続によるサービスを利用することができる者	機能拡張性
勘定系直結型	長い	高い	全預金者	高い
IB 経由型	短い	安い	IB サービスの利用者のみ	低い

図表 11－２　地域銀行における API 接続基盤の費用

	初期費用	ランニングコスト	
		月額固定費用	従量費用（1 アクセス当たり・IB システム分含む）
地域銀行（勘定系直結型）	数百万円～数億円	数十万円～数百万円	－
	１千万円程度	数十万円	数円
地域銀行（IB 利用型）	数百万円～数千万円	数万円～数十万円	－
	数十万円～数百万円	０円～数十万円	０円～数十円
【参考】地域銀行以外（IB 利用型）	数千万円～数億円	数十万円～数千万円	－

【出典】銀行向けアンケート及びヒアリングから公正取引委員会作成

図表 12　各銀行が採用している API 接続基盤の整備方法（左：法人口座，右：個人口座）

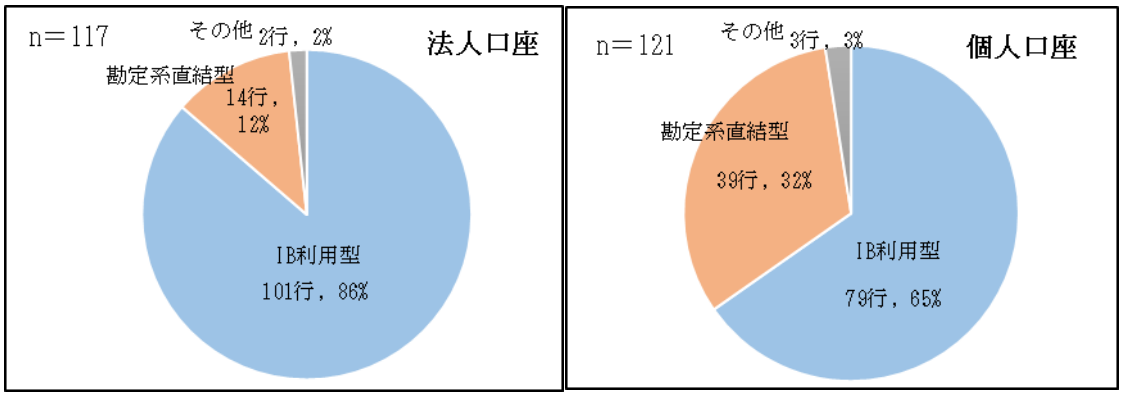

【出典】銀行向けアンケート結果

４　家計簿サービス等の提供に係る取引の概要

前記２のとおり，電子決済等代行業者が家計簿サービス等を提供するために銀行から口座情報を入手するための方法には，スクレイピングと API 接続とがある。この点，セキュリティの確保といった銀行法等改正法の趣旨に鑑みれば API 接続が基本であり，銀行からのヒアリングによれば，銀行においても，スクレイピングはあくまで API 接続基盤の整備が間に合わない場合等における暫定的な代替措置として認識されている。

このような API 接続を行うためには，前記３のとおり，銀行において API 接続基盤を整備する必要があることから，家計簿サービス等の提供に係る取引は，①API 接続基盤の整備及び運用に係る銀行とシステムベンダー間の取引，②口座情報の取得に係る銀行と電子決済等代行業者間の取引の２つの取引を考慮する必要がある（図表 13）。

図表 13　家計簿サービス等に係る取引構造

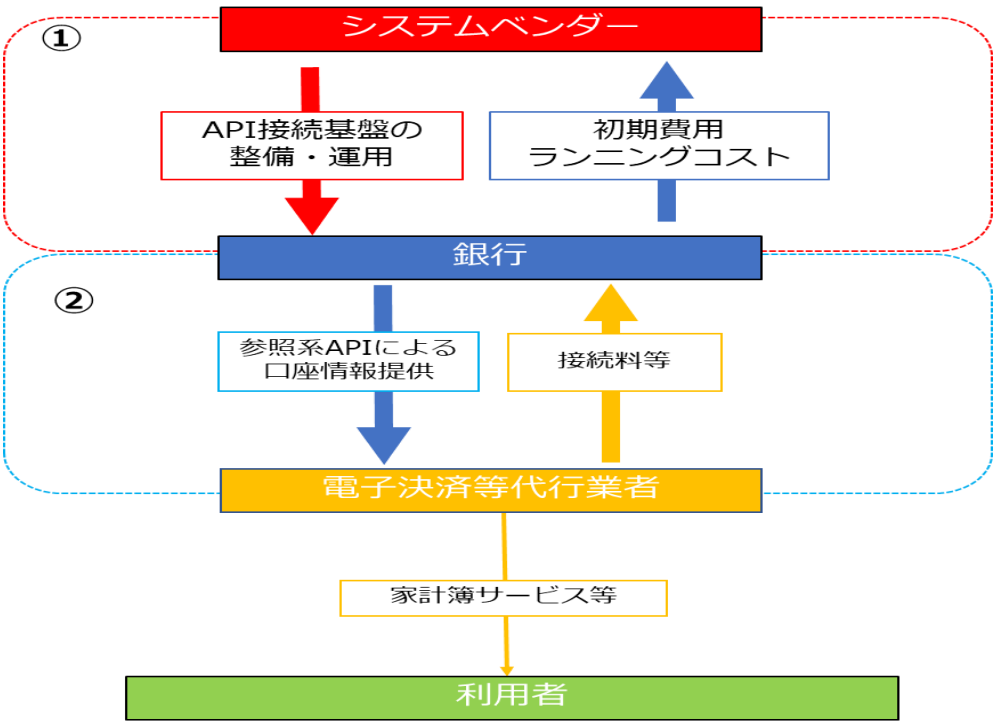

【出典】事業者からのヒアリング等を踏まえ公正取引委員会において作成

(1)　銀行とシステムベンダー間の取引

ア　銀行におけるシステムベンダーの選択

API 接続基盤については，勘定系直結型か IB 利用型かを問わず，API 接続基盤を接続する先の勘定系システム又は IB システムを整備したシ

ステムベンダー（以下「既存ベンダー」という。）以外のシステムベンダー（以下「他社ベンダー」という。）であっても整備することが技術的に可能である。そのため，銀行は，API 接続基盤の整備を委託するシステムベンダーについて，他社ベンダーも含め自由に選択することが可能である。銀行向けアンケートによれば，現に，API 接続基盤の整備に当たって，法人口座，個人口座ともに約７割の銀行が，システム整備の委託先として他社ベンダーを含む複数のシステムベンダーについて検討していた（図表 14）。

図表 14　API 接続基盤の整備における銀行によるシステムベンダーの検討状況（左：法人口座，右：個人口座）

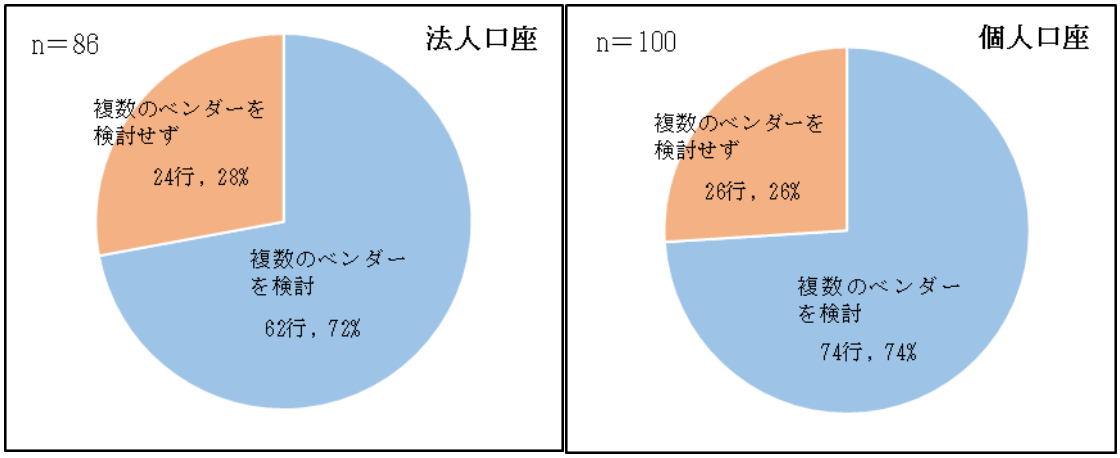

【出典】銀行向けアンケート結果

しかし，実際に，他社ベンダーに API 接続基盤の整備を委託した銀行は，法人口座で８行，個人口座で 17 行と少なく，多くの銀行は，料金が低廉であることを主たる理由として既存ベンダーを選択している（図表 15）。システムベンダー向けアンケートにおいても，既存ベンダーに委託する方が初期費用やランニングコストが低廉であるとの回答が多かった（図表 16）。

図表 15　銀行が API 接続基盤の整備において既存ベンダーを選択した理由（複数回答）

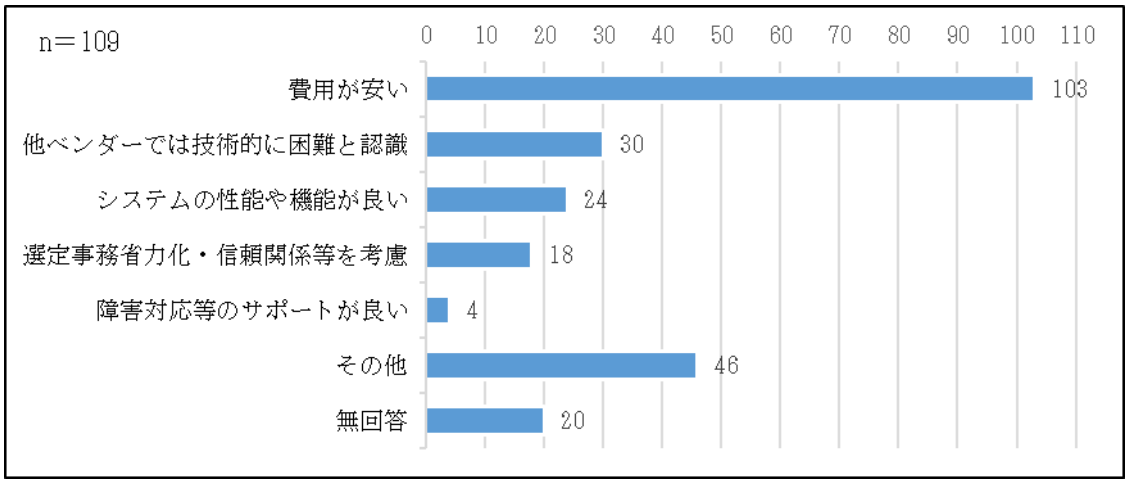

【出典】銀行向けアンケート結果

図表 16　システムベンダーが，他社が整備した勘定系システムに接続する API 接続基盤を整備する場合に，自社の勘定系システムに接続する API 接続基盤を整備する場合と比べて異なる点（複数回答）

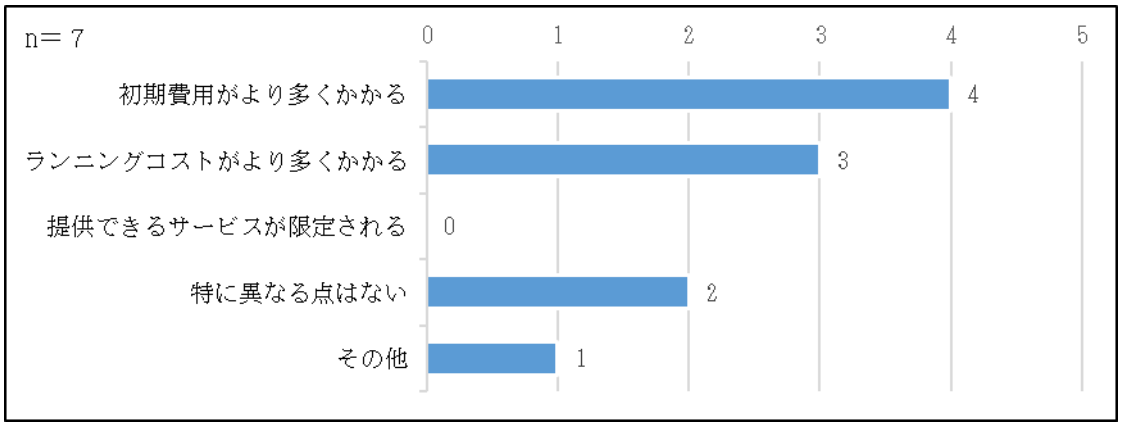

【出典】システムベンダー向けアンケート結果

なお，API 接続基盤の整備及び運用に係る銀行とシステムベンダー間の契約期間は，長くても数年程度であるため，一旦 API 接続基盤の整備を行った後に，契約期間の長さが，システムベンダーの変更を困難にさせることはないと考えられる。

このような整備に要する費用の違いに加えて，他社ベンダーに API 接続基盤の整備を委託する場合には，勘定系直結型，IB 利用型のいずれについても，既存ベンダーが整備した勘定系システムや IB システムに，他社ベンダーのシステムを接続するため，他社ベンダーは，既存ベンダ

ーが整備したシステムの仕様を把握する必要がある。そのため，他社ベンダーは，銀行に対して，既存ベンダーに仕様の公開を指示するよう依頼する必要がある。

イ　API 接続基盤の整備に係る時間的制約

前記２⑵のとおり，銀行は，電子決済等代行業者がスクレイピングによらず銀行が保有する口座情報を取得できるようにするための体制整備に努めることとされている。また，電子決済等代行業を営む既存事業者は，事業を継続するために令和２年５月末までに銀行との契約を締結しなければならないこととなっている。したがって，銀行は，スクレイピングでの接続を望まない場合には，令和２年５月末までに API 接続基盤を整備する必要がある。

⑵　銀行と電子決済等代行業者間の取引

ア　電子決済等代行業者から見た銀行との接続

電子決済等代行業については，銀行法においても，銀行に口座を開設している預金者の委託を受けて，銀行から口座に係る情報を取得し，預金者に提供することと定義されているように，電子決済等代行業者はその業を行うためには，銀行と接続することが不可欠となる。

電子決済等代行業者は，ある銀行との間で契約条件について合意に至らず接続ができない場合，当該銀行の口座情報を取得できなくなるため，当該銀行の利用者は，そのような自己の口座情報が反映されない家計簿サービス等を利用しない可能性がある。特に，前記１⑴図表１の銀行口座を１つしか家計簿サービスに登録していない利用者は，自己の利用する銀行の口座情報が反映されなければ，当該家計簿サービスの利用をやめる可能性が高い。そのため，家計簿サービス等の利用者に占めるシェアが大きいような銀行は，電子決済等代行業者にとって，当該銀行と接続することがその事業を継続する上で重要であると考えられる。

実際，電子決済等代行業者からのヒアリングにおいては，ある銀行との接続が不可能となった場合，多くの利用者は，家計簿サービス等を継続して利用するために，利用している家計簿サービス等と接続可能な他の銀行に改めて口座を開設しようとはせず，むしろ，利用している銀行と接続可能な別の家計簿サービス等に乗り換えることになるだろうから，電子決済等代行業者は当該銀行の利用者を失うこととなるとの指摘があった。

消費者向けアンケートによれば，家計簿サービスの利用者が家計簿サービスにおいて登録している各銀行の割合は，図表 17 のとおりであり，１割を超える銀行が複数存在するほか，最も割合の大きい銀行は約２割となっている。

図表 17　利用している家計簿サービスにおいて登録している銀行（複数回答）

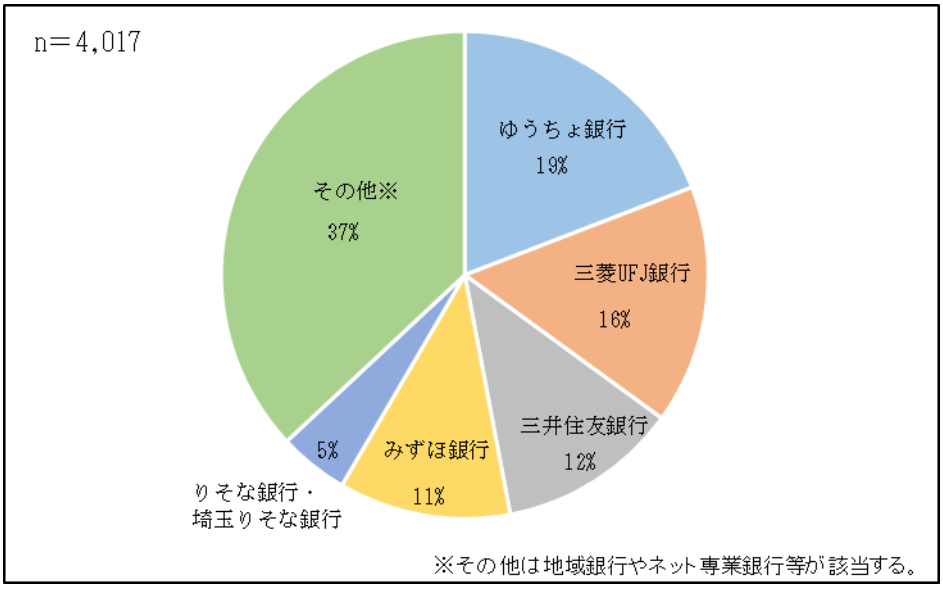

【出典】消費者向けアンケート結果

イ　銀行から見た電子決済等代行業者との接続

銀行向けアンケートによれば，多くの銀行が電子決済等代行業者との接続にメリットがあると回答している（図表 18－１）。銀行向けアンケートやヒアリングによれば，具体的なメリットとしては，電子決済等代行業者との協業による新規サービスの創出による自行の利用者の利便性の向上，それに伴う，自行の新規利用者の獲得が挙げられている。また，情報の利用等に関する利用者の承諾を前提として，家計簿サービス等により電子決済等代行業者が収集した自行の利用者に関する他の銀行の口座情報をマーケティングに活用することにより，融資などについて時宜を得たよりきめ細かいサービス提案が可能となることや，個人や企業のリアルタイムな資産状況がデータで把握できることにより，融資の審査事務が効率化されること等が期待されている（図表 18－２）。

他方，将来的な可能性は否定しないものの，現時点においてメリットを見いだせないとの意見もあった。

図表 18－１　電子決済等代行業者との接続は銀行にとってメリットがあるか

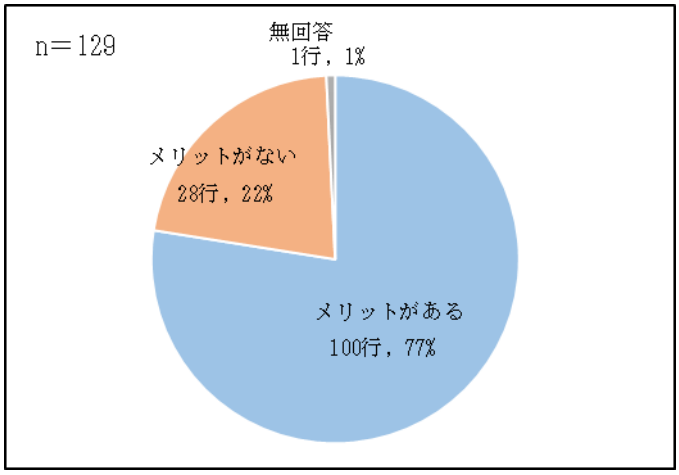

【出典】銀行向けアンケート結果

図表 18－２　メリットの具体的な内容（自由記載の回答を分類してグラフ化したもの）

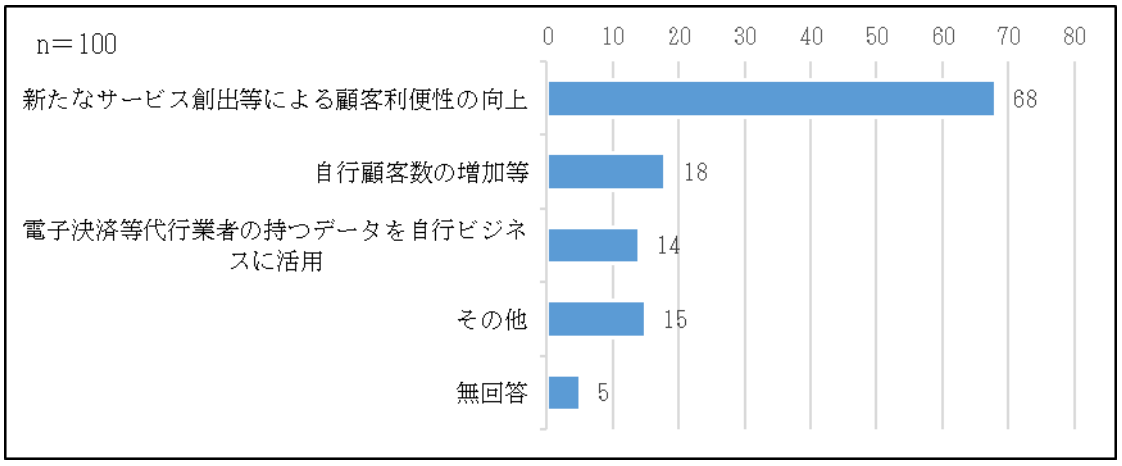

【出典】銀行向けアンケート結果

ウ　銀行と電子決済等代行業者による契約交渉

前記２⑶イのとおり，電子決済等代行業者は，銀行が保有する口座情報を取得するために，銀行ごとに契約を締結する必要がある。銀行法上，損害発生時の賠償責任の分担，情報の適切な取扱い等に関する措置等を契約において定めることとされているが，これらの具体的な内容のほか，その他の事項について，銀行と電子決済等代行業者の交渉により定められることとなる。

銀行は，契約に際し，銀行システムの安定性確保や利用者保護の観点から，電子決済等代行業者の情報セキュリティ体制についても確認して

いる。電子決済等代行業者は，登録の際に，そのセキュリティ体制について当局の確認を得ている。しかしながら，銀行からのヒアリングによれば，電子決済等代行業者側の不備による情報漏洩であっても，その電子決済等代行業者との接続を認めた銀行側の責任が問われるおそれがあると考えていることから，電子決済等代行業者の情報セキュリティ体制について確認する必要があるとしている。

また，両者の契約交渉の事務負担軽減のために以下のような取組がなされている。

⑺　契約条文例の作成

契約事項やその文言が個別の契約ごとに異なると，その内容の精査等のために銀行及び電子決済等代行業者双方に多大な事務コストが発生する。そのため，契約締結事務の効率化を図るべく，一般社団法人全国銀行協会が，契約交渉において参考とするものとして「銀行法に基づく API 利用契約の条文例」（以下「契約条文例」という。）を取りまとめ，公表している。契約条文例と異なる内容で合意することは妨げられていないが，契約交渉は，基本的に契約条文例をベースに進められている。

なお，API 接続に係る利用料（以下「接続料」という。）については契約条文例では定められておらず，各銀行及び電子決済等代行業者の交渉において決定される。

⑴　チェックリストの作成

情報セキュリティについても，銀行ごとに審査基準や確認事項が異なる場合，双方にとって審査対応コストが増大することから，公益財団法人金融情報システムセンター（FISC）が，「API 接続チェックリスト」を取りまとめ，公表している。実務においても，おおむね同チェックリストに沿って審査が行われている。

なお，電子決済等代行業者の情報セキュリティ体制の審査を代行し，その審査結果を複数の銀行に提供することで，双方の負担を軽減するサービスを提供する事業者も存在している。

第３　家計簿サービス等の分野における取引の状況

１　契約交渉の状況

本調査を開始した当初においては，銀行と電子決済等代行業者の間においてAPI接続に向けた契約交渉が進められていたが，金融庁の調査「銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結等の状況について」（令和元年 11 月 15 日）によれば，令和元年９月末時点で，６割弱の銀行が契約の締結に至っておらず，また，契約の締結に至った銀行においても，契約を締結した電子決済等代行業者は４者以下の銀行がほとんどであった（図表 19）。

図表 19　「銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結等の状況について」（令和元年 11 月 15 日）

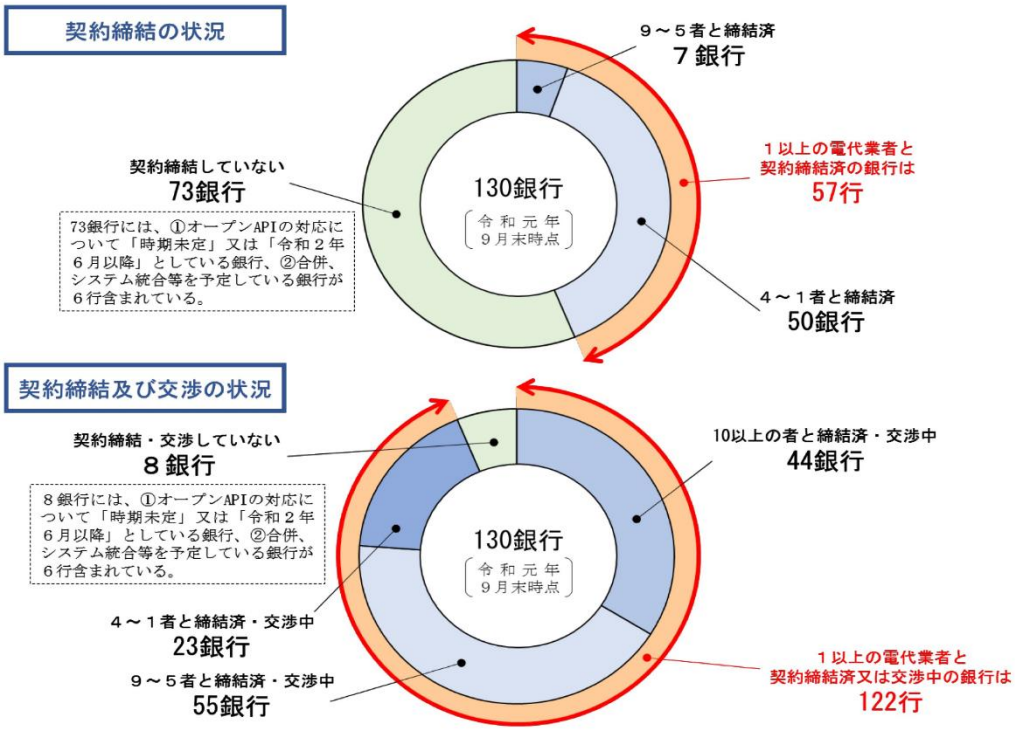

【出典】金融庁 HP

銀行向けアンケート及び電子決済等代行業者向けアンケートによれば，契約交渉に当たり懸念となっている主な事項として，双方から，①接続料の水準，②取得データの二次利用に関する取決め及び③電子決済等代行業者における情報セキュリティ対策が挙げられた（図表 20 及び図表 21）。

図表 20　銀行において，電子決済等代行業者との交渉に当たって懸念となっている事項（複数回答）

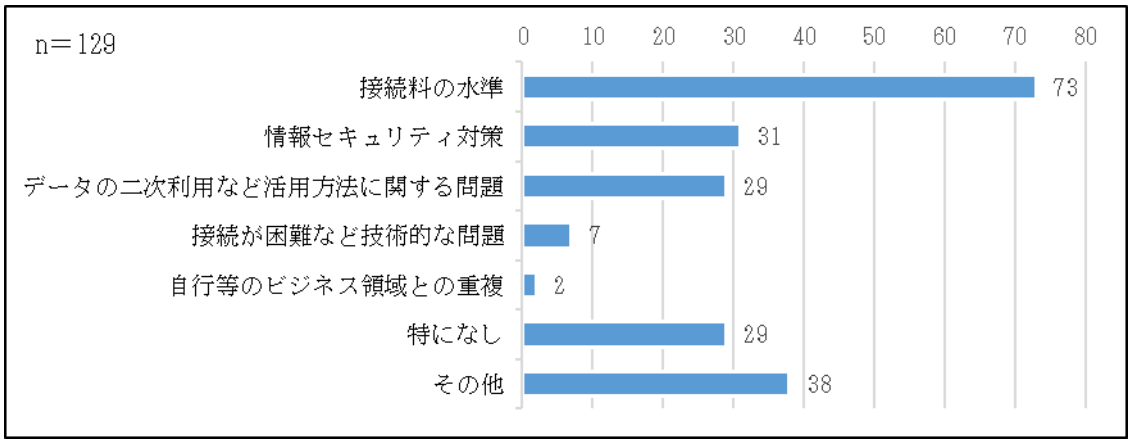

【出典】銀行向けアンケート結果

図表 21　電子決済等代行業者において，銀行との交渉に当たって懸念となっている事項（自由記載の回答を分類してグラフ化したもの）

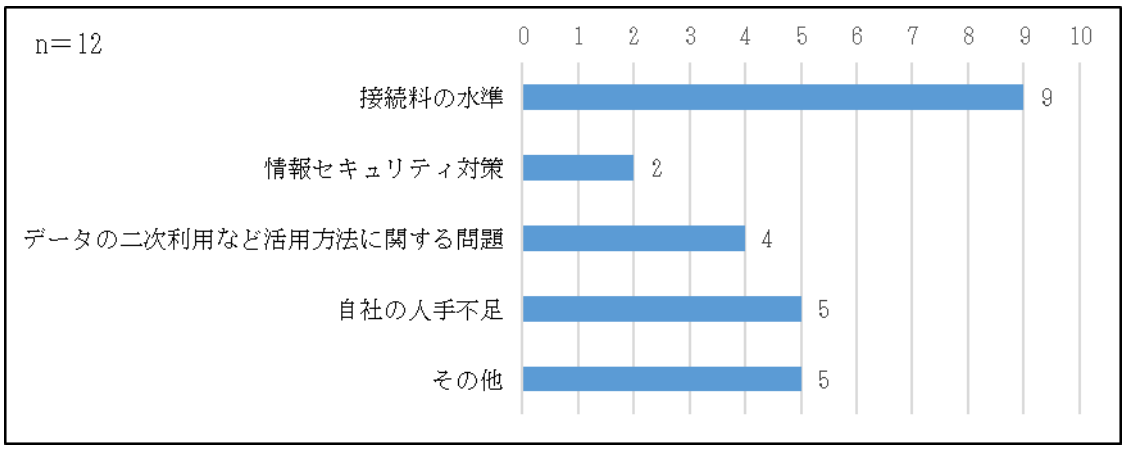

【出典】電子決済等代行業者向けアンケート結果

⑴　接続料の水準

ア　銀行における考え方

銀行は，前記第２の３⑶ウ図表 11－２のとおり，API 接続基盤の整備及び運用を行うために，システムベンダーに対して初期費用やランニングコストを支払っている。このため，銀行が負担するこれらの費用を基にしつつ，API 接続による自行のメリット等を勘案して，電子決済等代行業者に対して求める接続料の水準を決定している。

⑺　電子決済等代行業者に求める接続料の水準

銀行向けアンケートによれば,ほとんど全ての銀行は,API 接続は,自行の顧客の利便性向上に資するものであることに加え，オープン・イノベーションの推進といった銀行法等改正法の趣旨や銀行及び電子決済等代行業者の双方にメリットをもたらすものであることを踏まえ,API 接続基盤の整備及び運用に要する費用を一方が全て負担するのではなく,双方で負担し合うべきとの考え方を採っている（図表22－１）。

銀行及び電子決済等代行業者からのヒアリングによれば，交渉当初の希望接続料として，高額なケースでは，初期費用数百万円，月額費用十数万円及び従量料金として１アクセスごとに数円を提示する銀行や，初期費用や月額費用は低額であっても従量料金として１アクセス当たり 10 円程度を求める銀行もあった。他方で，銀行からのヒアリングによれば，電子決済等代行業者からの接続料収入で利益を得る考えを持つ銀行は確認できなかった。

具体的な負担割合は，電子決済等代行業者ごとに，前記第２の４⑵イの銀行に与えるメリット等の個別事情を勘案して決定されることが多い。例えば,電子決済等代行業者と共同して地域中小企業向けのセミナー等を開催したり，電子決済等代行業者に自行の IB サービスに関するアプリの開発を委託したりするといった相互協力の一環として，接続料を無料としている銀行もある。また，家計簿サービス等のアプリケーション上における銀行の広告掲載や，特定の銀行の利用者に対して家計簿サービス等の利用料金を一定期間無料とする[29]といったことにより，銀行が接続料を減額した事例もみられる。

[29] 銀行にとっては新規口座開設の増加，電子決済等代行業者にとってはユーザー数の増加に資する。

図表 22－１　API 接続基盤の整備及び運用費用の負担に関する銀行の考え方

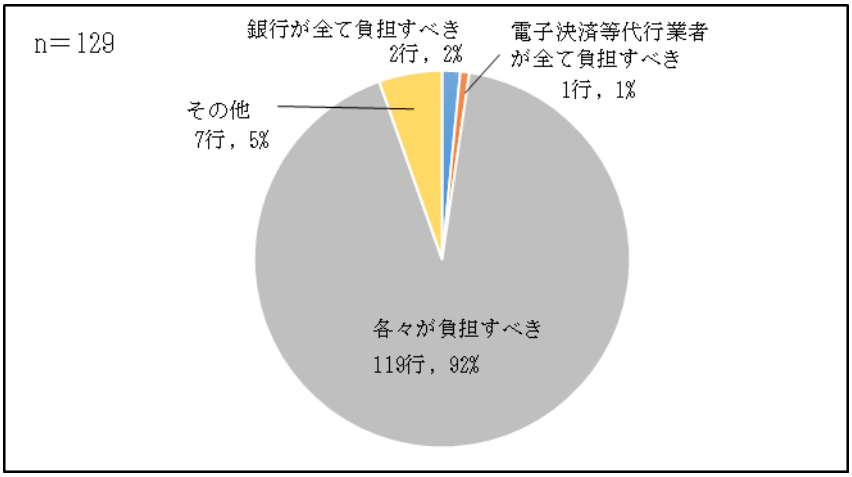

【出典】銀行向けアンケート結果

図表 22－２　銀行における費用負担の考え方（自由記載の回答を分類してグラフ化したもの）

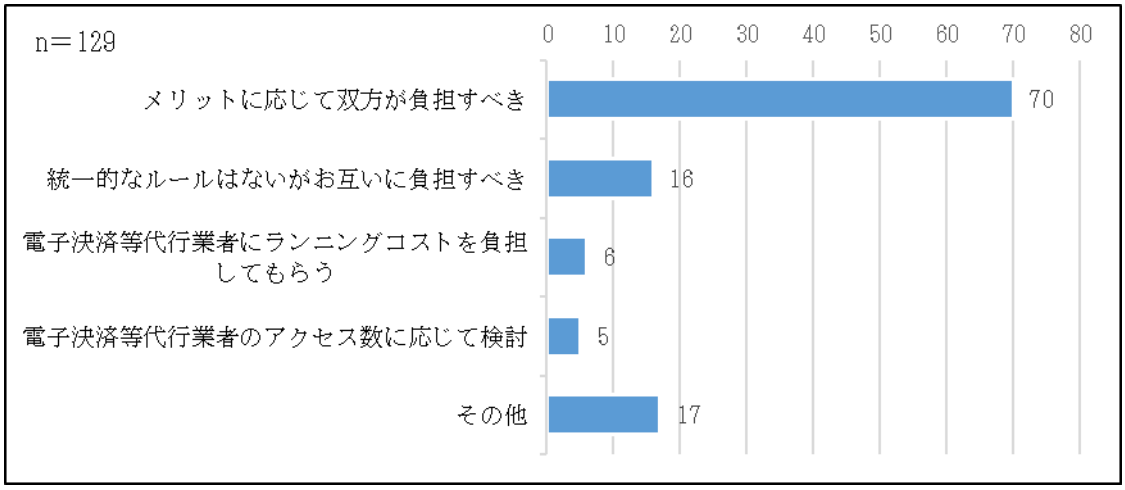

【出典】銀行向けアンケート結果

⑷　銀行とシステムベンダーとの取引の状況

API 接続基盤の整備及び運用には，前記図表 11－２のとおり，銀行において一定程度の費用の負担が生じるものの，銀行向けアンケートによれば，API 接続基盤の整備及び運用に係るシステムベンダーとの交渉課題について，「特になし」又は「無回答」が多く，費用も含め特段の問題意識を有していないと考えられる銀行が多い。他方で，システムベンダーに支払う費用水準について問題意識を有する銀行も一定程度存在する（図表 23）。

図表 23　API 接続基盤に係るシステムベンダーとの交渉課題（自由記載の回答を分類してグラフ化したもの）

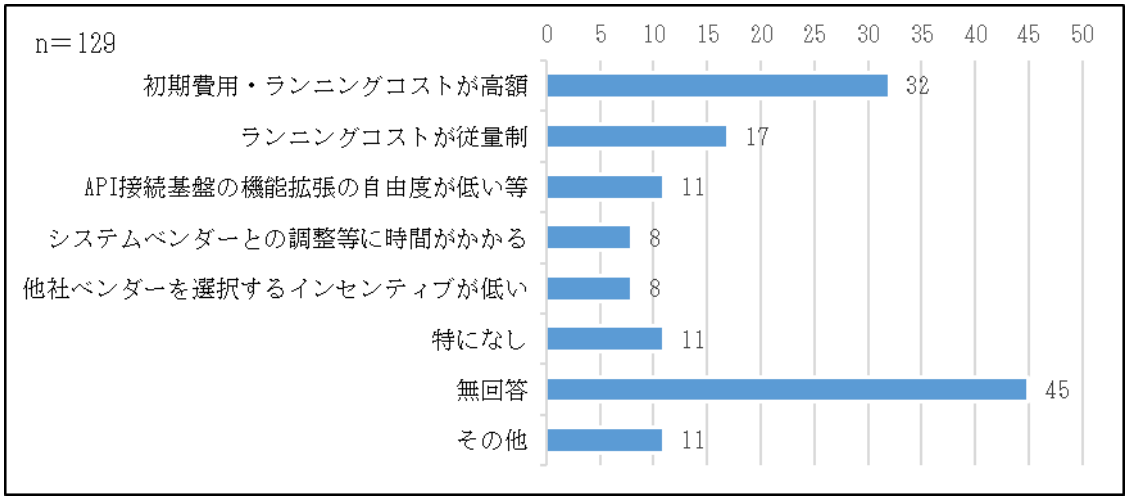

【出典】銀行向けアンケート結果

銀行からのヒアリングにおいては，今後の状況の変化に応じて他社ベンダーを含め委託先のシステムベンダーを再検討する可能性やランニングコストの値下げ交渉を行う必要性があるといった意見も聞かれた。

【銀行からのヒアリング事例】

○　将来的に従量制では負担が大きいということが分かれば，API 接続基盤の委託先のシステムベンダーを変更することは十分ありうる。
○　API 接続基盤について，料金や利便性の観点からより良い選択肢があればシステムベンダーを変更することは十分にありうる。
○　従量制だと，API 接続数が増加するにつれて銀行が負担する費用も増加するため，料金体系の見直し交渉が必要だと感じており，既存ベンダーと交渉しているところである。
○　今後連携先及びアクセス数も増加することが予想されるため，費用面等について，再検討，再交渉が必要である。

この点，他社ベンダーに API 接続基盤の整備及びゲートウェイの構築を委託する場合，前記第２の４⑴アのとおり，異なるシステムベンダー間のシステムを接続するため，他社ベンダーは既存のシステムの仕様を把握する必要がある。また，既存ベンダーにゲートウェイの構築，他社ベンダーに API 接続基盤の整備をそれぞれ委託す

る場合，ゲートウェイが他社ベンダーの整備する API 接続基盤に対応するよう既存ベンダーの協力を得ることが不可欠である。そのため，銀行においては，仕様の公開やゲートウェイの構築について既存ベンダーの協力が得られない場合，他社ベンダーへの切替えが困難となる。

システムベンダー向けアンケートによれば，既存ベンダーからの協力が得られなかったために新規案件を受注することができなかった旨の回答があった。また，システムベンダーからのヒアリングによれば，API 接続基盤の整備及び運用を自社に委託することを検討していた銀行が，当該銀行の既存ベンダーから，他社ベンダーの API 接続基盤を整備する場合，当該既存ベンダーによる IB システムの提供を停止することを示唆されたと当該銀行から聞いたといった事例もあった。

【システムベンダーからのヒアリング事例等】

○　自社以外のシステムベンダーが勘定系システムを整備している銀行に対して，当社の API 接続基盤を導入しようとしたところ，当該システムベンダーから銀行を通じて，ビジネス上の理由で仕様開示はできないと回答された。

○　仕様を公開していない，又は接続に向けて多大な開発・改造・改修などを要するような勘定系システムが散見され，結果的に，勘定系システムを提供するシステムベンダー以外の API 接続基盤を拒絶しているようなシステムベンダーもある。

○　既存ベンダーが，API 接続基盤を勘定系システムに接続するための仕様公開に協力的ではないケースがある。

○　ある銀行が当社の API 接続基盤を導入しようとしたところ，既存ベンダーから，他社の API 接続基盤を利用する場合，現在提供している IB システムの提供をやめると言われたと当該銀行から聞いた。

銀行からのヒアリングによれば，既存ベンダーによるゲートウェイの構築費用が高額であったことや前記第２の４⑴イの時間的制約により，他社ベンダーへの委託を断念した例もあった。

【銀行からのヒアリング事例】

○　ランニングコストの費用構造や IB 利用型の拡張性の課題から，他社ベンダーも含め検討していたが，ゲートウェイ構築費用が高額であることと，電

子決済等代行業者との契約期限が迫っていることから，これ以上は他社ベンダーを検討していても間に合わないと思い，結局は既存ベンダーを選択した。
○　他社ベンダー導入のため，既存ベンダーにゲートウェイの構築費の見積りを依頼したが，時間が掛かった上，見積り費用も高額であったため，他社ベンダーへの委託は断念した。
○　既存ベンダーに委託した理由は，令和２年５月末の期限があるので，他社ベンダーを検討する時間がなかったため。期限の制約がなければ，他社ベンダーの選択肢も検討できたものと思われる。
○　他社ベンダーの API 接続基盤を使う場合，ゲートウェイの構築に数億円かかると既存ベンダーから言われた。ゲートウェイの構築は令和２年５月までに間に合わないとも言われたため，金額及び工期の関係で既存ベンダーを選択した。

一方，銀行からのヒアリングによれば，システムベンダーとの料金交渉については，自行のシステムに関して十分な知識を有するシステム要員が不足していることから，見積りの精査を十分に行うことができず，システムベンダーと対等に交渉を行うことが困難であるといった意見が聞かれた。

【銀行からのヒアリング事例】

○　値下げ交渉をしようにも，何にどれだけの費用がかかっているか把握できていないので，有利に交渉することが難しい状況である。
○　長く同じベンダーに委託していると，システムについてはベンダーに任せしてしまおうという雰囲気になってくる。そうして，徐々にシステムに精通した人材が減ってしまい，いざ何かシステム関連で知りたくても行内で確認ができない。
○　システムに明るい人員がおらず，見積りの妥当性についてぼんやりと把握することはできても，作業に要する期間や必要な人員数の妥当性を突き詰めることは不可能である。

また，銀行向けアンケートやヒアリングによれば，前記第２の２⑵のとおり，銀行法においては API 接続により提供する情報の範囲が規定されていないことから，API 接続基盤の整備及び運用に要する費用を抑えるために，銀行法等改正法を踏まえた当面の対応として，必要最低限の機能に限定して API 接続基盤を整備したとする銀行もある。

このような銀行においては，電子決済等代行業者が API 接続により取得できる情報は，普通預金口座の残高や入出金などのみに限定される。

なお，このような銀行からは，今後，API 接続基盤の機能を拡張する際に，追加的な費用が発生することを懸念する旨の意見が聞かれた。

【銀行からのヒアリング事例等】

○　当行は銀行法の規定や電子決済等代行業者のニーズを踏まえ，必要最低限の機能，すなわち普通預金口座の残高のみ照会可能な API 接続基盤を整備している。現在，スクレイピングでは外貨預金等の情報も照会できるが，API 接続ではそれらの情報は確認できなくなる。
○　今後，参照系 API において，残高照会，入出金明細照会以外の情報を追加する場合には別途費用が必要になることが課題。
○　当初構築時に提供する API 接続基盤で開示する情報以外の情報を新規で提供する必要が出てきた場合，その都度，勘定系システムや IB システムの改修が必要になることが課題。

イ　電子決済等代行業者における考え方

電子決済等代行業者からのヒアリングによれば，基本的な考え方としては，銀行において API 接続基盤に係るコストが発生していることから，電子決済等代行業者においても一定の費用負担は受け入れざるを得ないとの意見が多く聞かれた。一方，具体的な接続料の水準については，例えば家計簿サービスにおいては，原則無料で提供しており，利用者一人当たりの月間売上額が多くても 50 円にも満たないようなビジネスモデルとなっていることや，多数の銀行と接続する必要があること等から，最大でも初期費用として 100 万円以内，月額固定費用として 10 万円以内程度の費用負担を希望しているとの意見が聞かれた。また，費用が際限なく増加することとなる従量制は受け入れがたく，口座情報を頻繁に取得[30]する家計簿サービス等のビジネスモデルからすると，１アクセス当たり１円未満の接続料でなければビジネスの継続が困難との意見があった。

ウ　契約交渉における歩み寄り

銀行と電子決済等代行業者が交渉を重ねることにより，相互のコス

[30] 電子決済等代行業者向けアンケートによれば，現状，１口座に対し月間 20～30 回程度のアクセスをしている。

ト構造についての理解が進み，接続料の相場観も醸成されるようになりつつある。それに伴い，例えば，銀行が電子決済等代行業者との協業により，銀行が得られるメリットを認め，提示する接続料の水準をそれまでよりも引き下げたり，電子決済等代行業者においても，銀行側のランニングコストの軽減のため，一定期間における API アクセス数を自社のシステムにおいて制限したりするなど，契約締結に向けた歩み寄りがみられている。

他方で，令和２年６月以降の接続を最優先するため，依然として双方の希望する接続料の乖離が大きい場合には，暫定的な契約を締結し，接続料を含む諸条件については，同月以降再度交渉することとしている事例もある。

【電子決済等代行業者及び銀行からのヒアリング事例】

○　当局も銀行に対して接続料については柔軟に対応するように言ってくれているようで，銀行によっては，接続料を大幅に値下げしてくれたところもある。そのほか，接続料の代わりに自行に役立つ情報がないか聞いてくるところもある。

○　銀行としても，複数の電子決済等代行業者と交渉を行ううちに，電子決済等代行業者が受け入れ可能な接続料の水準について相場観が醸成され，現実的な落としどころを示してくれるようになった。

○　接続料水準について歩み寄りがみられる。例えば，当社の家計簿サービスに銀行の広告を載せることや，当社からのアクセス数を減らすことによって接続料を値下げしてもらっている。

○　接続料を無料とする代わりに，電子決済等代行業者の家計簿サービスにおいて，口座情報の更新頻度を制限する措置をとってもらった。

⑵　口座情報の二次利用

電子決済等代行業者は，預金者の承諾を得るなど個人情報保護法制の遵守を前提としつつ，銀行から取得した口座情報を基にデータを作成し，当該銀行や他の企業にデータを提供する事業を行っている場合がある。具体的には，例えば，融資の際の審査に利用するため，銀行の入出金情報を基に電子決済等代行業者が作成した企業の会計帳簿を銀行に提供するということがある。

ア　銀行における考え方

銀行法上，電子決済等代行業者は，銀行との間の契約において「電

子決済等代行業者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置」について取り決めることとなっており，この「利用者に関する情報」は「加工した情報も含まれる」との見解[31]が金融庁から示されている。また，銀行向けアンケートによれば，口座情報は顧客に帰属すると回答した銀行も一定数存在する一方で，一部の銀行は，口座情報は銀行のものであるとの認識を持っており（図表 24），二次利用先の情報漏洩リスクも含めて銀行において管理するべきとの考えを有している銀行もあった。

図表 24　自行が保有する銀行口座情報の帰属に関する考え方

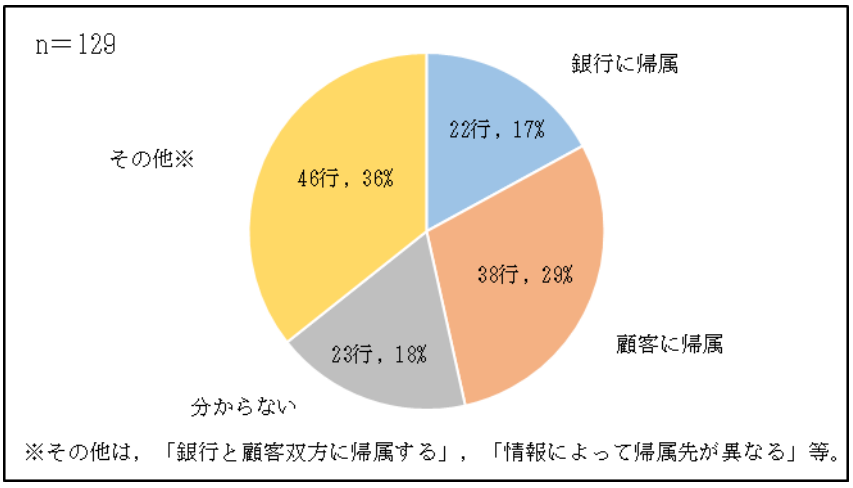

【出典】銀行向けアンケート結果

これらの考え方を背景に，電子決済等代行業者との契約交渉に当たって，複数の銀行は，口座情報の二次利用について慎重な姿勢を示している。銀行及び電子決済等代行業者からのヒアリングによれば，一部の銀行が，電子決済等代行業者に対し，口座情報の二次利用に際し，その提供先や内容について銀行の事前承諾を得ることを求めている事例もあった。

イ　電子決済等代行業者における考え方

他方，電子決済等代行業者からのヒアリングによれば，第三者にデータを提供する都度，銀行ごとに承諾を得ることは実務上困難である

---

[31] 「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）（※）」に対するパブリックコメントの結果等について（コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方 NO.171）
（https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20180530/01.pdf）
※銀行法等改正法の施行に伴う政令

ほか，そもそも口座情報は利用者のものであり，情報の移転については利用者の承諾を得るなど，個人情報保護法制を遵守していれば問題なく，銀行の承諾を得る必要はないのではないかとの意見があった。

また，一部の電子決済等代行業者からは，銀行が情報の二次利用に対して厳しい条件を課すのは，自行の情報が他行に渡ることを避けたいと考えているためではないかという意見も聞かれた。

なお，電子決済等代行業者からのヒアリングによれば，我が国においては預金口座等の情報に係る権利，すなわち，預金口座等の情報が誰のものかという点が明確化[32]されていないため，銀行と電子決済等代行業者（利用者）の間において，その利活用の在り方に関する認識の相違が生じやすいとの意見もあった。

この点，預金口座等の情報が誰のものかという点について，銀行向けアンケートにおいては，前記図表 24 のとおり，３割近い銀行が「銀行口座情報は顧客に帰属する」と回答し，２割近い銀行が「銀行口座情報は銀行に帰属する」と回答している。他方で，消費者アンケートによれば，前記第２の１⑴図表４のとおり，家計簿サービスの料金に関して，６割以上の利用者が，そもそも「自分の口座情報を参照する」ものであるため，無料であるべきとの認識を有している。

ウ　契約交渉における歩み寄り

銀行と電子決済等代行業者が交渉を重ねることにより，口座情報の取扱いについて共通認識が醸成されていること，また，電子決済等代行業者との間で，二次利用先において口座情報の漏洩等が発生した場合の責任を負うべき範囲について明確にすることにより，銀行においても，情報の二次利用について制限を課さなくなっているといった意見が電子決済等代行業者から聞かれるなど，契約締結に向けた歩み寄りがみられている。

【電子決済等代行業者からのヒアリング事例】

○　情報の二次利用について，課題となっている銀行はない。当社は，口座情報は銀行の顧客のものであるという認識であり，個人情報保護法上，個人情報を第三者に提供するには本人の同意があればよく，それさえクリアされていれば，銀行から制限されるものではない。その点，認識の異なる銀行も

[32] EU では，「一般データ保護規則」（General Data Protection Regulation〔GDPR〕，2016 年）において，口座情報を含む個人情報を第三者に移転させる権利等，個人情報に係る一般的な権利が明確化されている。

あったが，当社の考えを説明して理解してもらえた。
○　銀行としては顧客の同意のみならず，銀行自身からも同意を得るべきとの考えは令和２年以降も変わっていないようだが，契約締結の期限を間近にして，二次利用先での情報漏洩等について当社が責任を負うこととすることで，銀行の同意を不要としてもらえるようになった。
○　以前は二次利用をするならばそもそも交渉しないとの態度の銀行もあったが，今はそうではなくなった。
○　以前は，データの二次利用は全く認めないという銀行もあったが，そういったことはなくなり，二次利用先で情報漏洩等の問題が発生した場合には当社が責任を持つということで，事前に銀行から同意を得る必要はないという内容で契約締結できている。

⑶　電子決済等代行業者におけるセキュリティ体制

銀行からのヒアリングによれば，電子決済等代行業者における情報セキュリティ体制について，各銀行は，セキュリティ管理責任者やオフィスへの入室管理などといった事項に関して，前記第２の４⑵ウ㈠のAPI接続チェックリストをベースとして，基準を策定し審査を行うが，一部の電子決済等代行業者は，自行の基準に照らして必要な体制整備ができていないとの意見が聞かれた。また，電子決済等代行業者側の情報セキュリティ体制整備へのサポートや対応状況確認に大きな事務コストが発生しており，契約交渉に時間を要する１つの要因となっているとの指摘もあった。

電子決済等代行業者の中には，銀行がAPI接続チェックリストに記載されていない項目についてもチェックしていることが事務コストの増大につながっていると指摘する者もいたものの，同チェックリストの内容が厳しすぎるといった意見は聞かれなかった。

また，前記第２の４⑵ウ㈠のような実務上の工夫により，電子決済等代行業者のセキュリティ体制の確認が効率的に行われる事例も増えつつある。

２　契約交渉の進展

令和元年11月のアンケート調査によれば，銀行と電子決済等代行業者の双方から契約交渉に関する懸念が示されており，契約交渉が難航する状況にあった。現に，契約交渉に係る事務コスト及び接続料の水準を理由に，令和２年５月末までに全ての銀行と契約を締結することは困難であると判断し，それ以降の事業実施を断念した電子決済等代行業者もあった。

しかしながら，前記１のとおり，交渉が進むにつれて懸念点が解消されつつあり，令和２年１月以降における電子決済等代行業者からのヒアリングにおいても，一部難航している銀行もあるものの，おおむね交渉が進み始め，契約締結期限の同年５月末までに，家計簿サービス等の事業継続に必要な銀行との契約が見込めるようになったとの声も聞かれた。

また，金融庁の調査「銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結等の状況について」（令和２年２月 25 日）によれば，令和元年９月末時点と同年 12 月末時点とを比べると，例えば，１者以上の電子決済等代行業者と契約を締結済みの銀行が 57 行から 79 行に増加するなど，実際に，契約の締結に至る事例が増加しつつある（図表 25)。

なお，同調査においては，令和２年１月末時点における銀行の契約締結の意向について，電子決済等代行業者からの接続ニーズが無い等の特別な事情がある４行を除き，全ての銀行が５以上の電子決済等代行業者と契約締結する意向があると回答している。

【電子決済等代行業者からのヒアリング事例】

○　一部銀行を除き，銀行との契約交渉は大詰めであり，とりあえず何らかの形で契約締結に向かっている。
○　多くの銀行は，契約に向けて前向きな検討を行ってくれている。
○　令和元年の末頃と比較して，状況はかなり良くなった。当社も銀行も，家計簿サービスのユーザーに迷惑を掛けてはいけないという考えで一致しており，なんとかして令和２年５月末までに API 接続契約を締結しようという姿勢で一致している。

図表 25　「銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結等の状況について」（令和２年２月 25 日）

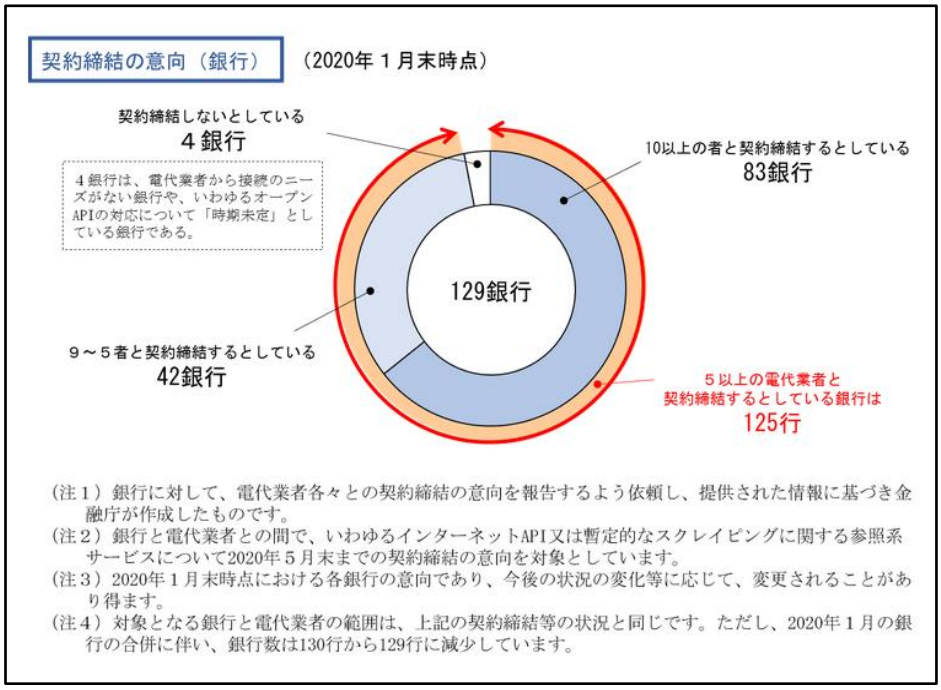

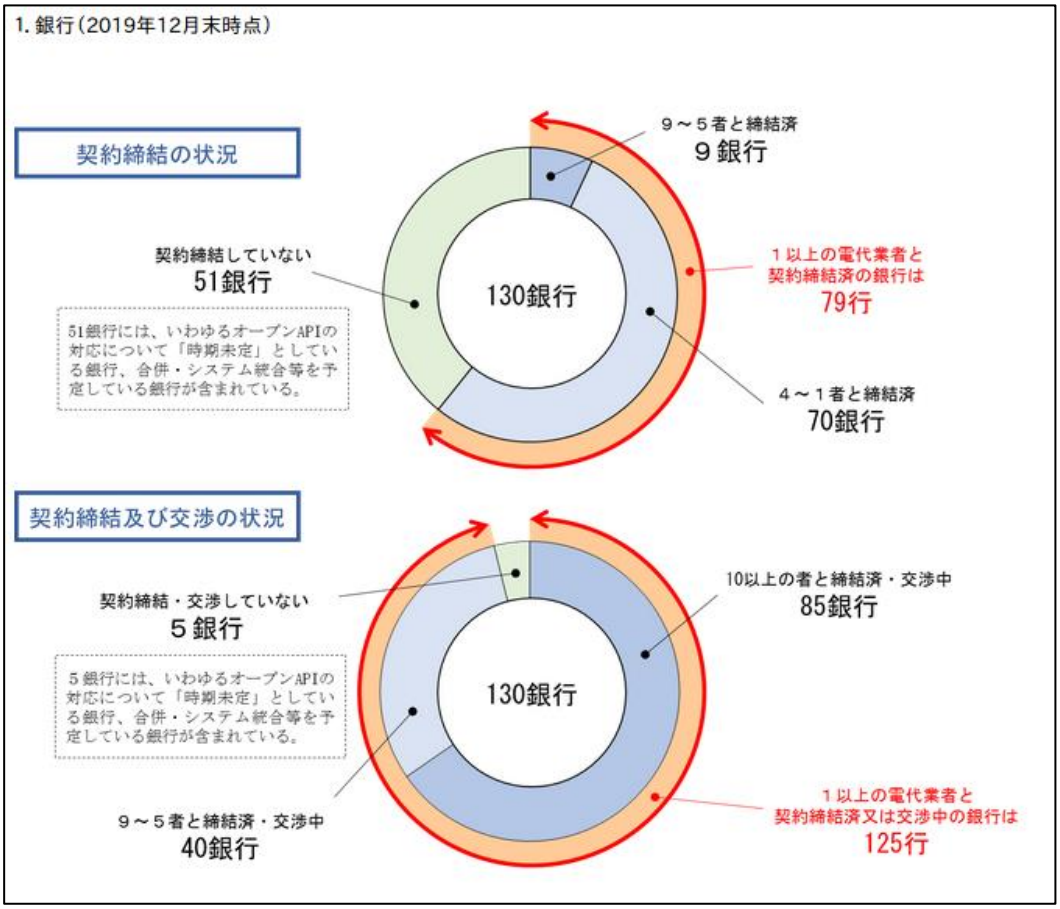

【出典】：金融庁 HP

３　再交渉の可能性

前記１及び２のとおり，銀行法等改正法で定められた令和２年５月末の期限に向けた銀行と電子決済等代行業者との契約交渉は相互に歩み寄りがみられる状況にあり，契約締結事例も増えている。

しかしながら，契約は１年更新であることが多く，電子決済等代行業者からのヒアリングによれば，多くの銀行から，今般の条件は，上記の期限を前提とした暫定的なものであり，契約更新に係る交渉の際に契約内容を見直す可能性について示唆されている者もいる。特に，接続料について，ランニングコストを従量制で委託先システムベンダーに支払っている銀行においては，API 接続基盤を通じたアクセス数の状況次第では銀行側の負担額が当初の想定以上に増加する可能性もあり，その場合には，銀行側において接続料をはじめとする契約条件の見直しの意向が強く働くことが考えられる。また，前記１⑴ウのとおり，接続料等の契約における条件については，令和２年６月以降も引き続き交渉することとされている事例もある。

【電子決済等代行業者からのヒアリング事例】

○　多数の銀行から，「期限が迫っているのでとりあえず契約するが，次回契約更新時に，改めて接続料の水準を見直す」と言われている。

○　契約締結後，当社がサービスを提供した段階になって合理的な範囲を超えて接続料を値上げされた場合，当社の家計簿サービスのユーザーに多大な影響があるため，事実上それを受け入れざるを得ない状況に追い込まれるおそれがある。

○　令和２年５月末の契約締結期限を見据え，いったんスクレイピングでの接続に係る契約を締結し，再度 API 接続について交渉することとしている銀行もある。

○　一部銀行との間では，とりあえず無償でのスクレイピング契約を締結し，令和２年５月末が過ぎて状況が落ち着いたら，API 接続に向けた再交渉を行うこととしている。料金について合意して API 接続契約を締結した銀行でも，今後再交渉を行うことになっている銀行もある。

第４　家計簿サービス等の分野に関する競争政策上・独占禁止法上の考え方

一般的に，新たなテクノロジーを活用した異業種を含む新規参入は，市場におけるイノベーションを生み出す効果を有するところ，銀行等を中心にサービスが提供されてきた金融分野においては，フィンテックを活用した金融サービスの一層の向上が期待されている。本調査が対象とした家計簿サービス等の分野においては，銀行法等改正法によりその法的位置付けが明確にされた電子決済等代行業者の参入が進展しており[33]，銀行との連携や協働によるオープン・イノベーションを含め，銀行が保有する預金口座等の情報を利活用したサービスの向上や新たなサービスの創出，さらに，これらの効果の他分野への波及も含めたイノベーションが生じることで，消費者における効率的な資産管理等の利便性の向上や中小企業等における生産性の向上といった便益がもたらされる。この点，新規参入を促進し，公正かつ自由な競争を活発に行うことができる環境を整備することにより，事業者の創意工夫によるイノベーションを推進することが競争政策の重要な役割である。

このような観点から，電子決済等代行業者が家計簿サービス等を提供するためには銀行との接続が不可欠であることを踏まえ，後記１において銀行と電子決済等代行業者の取引について，競争政策上・独占禁止法上の考え方を整理する。

また，銀行と電子決済等代行業者の間における接続に関する料金等の取引条件は，API 接続を通じた電子決済等代行業者との連携・協業に関する銀行の経営戦略のほか，銀行が API 接続基盤の整備及び運用を委託する銀行とシステムベンダーの間における取引条件に大きく左右される。したがって，後記２において銀行とシステムベンダーの間における取引についても，競争政策上・独占禁止法上の考え方を整理する。

１　銀行と電子決済等代行業者の取引

⑴　競争政策上の考え方

競争政策の観点からは，家計簿サービス等の分野におけるイノベーションの促進や利用者にとっての多様な選択肢の確保や利便性の向上のため，セキュリティの確保に配慮しつつ，銀行が保有する預金口座等の情報が広く利活用されることが重要であると考えられる。そのため，現在，銀行が保有する預金口座等の情報に対するアクセス（情報の取得のほか，取得した情報の加工や，加工したものを含む情報の第三者への提供等を含

[33] 銀行向けアンケートによれば，現時点で家計簿サービス等を提供する銀行は存在しないが，今後，銀行自身が単独で又は電子決済等代行業者と連携・協力して，家計簿サービス等を提供することも考えられる。

む。以下同じ。）が適切に確保される必要がある。

この点，前記第３の２のとおり，現時点においては，銀行法に基づく銀行と電子決済等代行業者の間の契約を通じて，家計簿サービス等における預金口座等の情報に対するアクセスは確保される見込みである。

他方で，今後，両者の取引において何らかの問題が生じた場合には，必要に応じ，預金口座等の情報に対するアクセスを確保するために必要な方策を検討することも考えられる。

また，前記第３の１⑴ア㈠のとおり，API 接続により電子決済等代行業者が取得できる情報の範囲が限定されている銀行もある。このため，今後，利用者のニーズやコスト負担等を踏まえつつ，必要に応じ，銀行において API 接続により取得できる情報の範囲を拡大することが望ましい。

⑵ 独占禁止法上の考え方

前記第３の２のとおり，現時点においては，銀行法に基づく銀行と電子決済等代行業者の間の契約はまとまりつつある一方，契約期間が１年であること等から，今後，引き続き，銀行と電子決済等代行業者の間において契約の見直し等のための契約交渉が行われることが見込まれる。

銀行が，API 接続基盤を通じたアクセス数の増加などの状況の変化に伴い，取引の条件を変更すること自体は，原則として，その自由な経営判断に委ねられている。

他方で，一度銀行と契約を締結した電子決済等代行業者にとっては，当該銀行の預金口座の保有者による自社が提供する家計簿サービス等の利用が増加するほど，当該銀行に接続できない場合にそのような利用者の多くが自社の提供する家計簿サービス等の利用を取りやめることで事業経営上大きな支障を来すこととなるため，銀行が提示する条件が自己にとって不利益となるものであっても，これを受け入れざるを得なくなるおそれが高まる。

このように，銀行の取引上の地位が電子決済等代行業者に優越している場合[34]に，銀行が，契約の見直しを行い，電子決済等代行業者に，正常な商慣習に照らし不当に不利益を与える場合には，独占禁止法上問題となるおそれがある（優越的地位の濫用）。

また，特に，今後銀行が家計簿サービス等の提供を開始した場合におい

---

[34] ある事業者が取引の相手方に対して優越した地位にあるとは，相手方にとって当該事業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため，当該事業者が著しく不利益な要請等を行っても，相手方がこれを受け入れざるを得ないような場合である（優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方　第２の１）。

ては，家計簿サービス等分野において銀行と電子決済等代行業者が競争関係となり，銀行においては，競争相手である電子決済等代行業者を排除する又はその取引を妨害するインセンティブが生じる可能性がある。そのような状況において，市場において有力な銀行が，競争者を市場から排除するなどの独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として，電子決済等代行業者に対し，取引を拒絶する，接続料の水準を事実上拒絶と同視し得る程度まで引き上げる，銀行から取得した情報の取扱いを制限するなどの場合には，独占禁止法上問題となるおそれがある（単独の直接取引拒絶，取引妨害）。

さらに，家計簿サービス等の提供を行っていない銀行であっても，市場において有力な銀行が，合理的な理由なく，一部の電子決済等代行事業者に対してのみ，他の電子決済等代行業者と比べて，高額な水準の接続料での接続を求める，銀行から取得した情報の取扱いを制限するなど，同一の役務に係る価格やその他の取引条件等について差別的な取扱いをする場合には，独占禁止法上問題となるおそれがある（差別対価，差別取扱い）。

２　銀行とシステムベンダーの取引

⑴　競争政策上の考え方

銀行が，今後，新たにAPI接続基盤を整備する場合や，既に整備しているAPI接続基盤の見直しを行う場合など，API接続基盤に係るシステムの調達を行うに当たっては，調達の方法に十分な競争性が確保されることが望ましい。例えば，既存ベンダーだけでなく他社ベンダーも含めて複数のシステムベンダーから見積りをとることにより，システムベンダー間で価格等の条件について競争させることは，銀行にとってより有利な条件を提示する他社ベンダーの受注の機会を増加させるとともに，既存ベンダーに対しても費用の引下げやサービス水準の向上を促す効果を有することから，銀行に対してもメリットをもたらすものである。

また，銀行がシステムの調達業務を適切に行うためには，システムベンダーと対等に交渉を行うことができるように，システムベンダーとの間におけるシステムに関する情報の非対称性，すなわちシステムに対する知識の差の解消に向けた取組を行うことも考えられる。例えば，銀行において人材の確保や育成等を通じたシステムに関する知見や専門性の確保を図ることが考えられる。

⑵　独占禁止法上の考え方

前記第３の１⑴ア㈦のとおり，銀行が他社ベンダーにAPI接続基盤の

整備を委託するためには，既存ベンダーに対し，既存ベンダーが整備した既存のシステムの仕様の公開又はゲートウェイの構築を依頼する必要がある。その際，市場において有力な既存ベンダーが，合理的な理由がないにもかかわらず，他社ベンダーに対する仕様の公開を拒むなどして，他社ベンダーが銀行から API 接続基盤の整備を受託することを不当に妨害する場合には，独占禁止法上問題となるおそれがある（取引妨害）。

また，勘定系システムや IB システムの整備等の市場において有力な既存ベンダーが，他社ベンダーに API 接続基盤の整備について委託しようとしている銀行に対し，既存ベンダーが既に提供している IB システム等のその他の銀行システムの受託を停止すること若しくは値上げすること又はそれらを示唆することにより，自己から API 接続基盤の整備の提供を受けることを強要し，不当に，銀行が他社ベンダーに委託できないようにする場合には，独占禁止法上問題となるおそれがある（抱き合わせ販売，排他条件付取引等）。

第５　今後の取組

本調査において把握した取引実態によれば，銀行法に基づく銀行と電子決済等代行業者の間の契約はまとまりつつあり，銀行法等改正法において規定された令和２年５月末時点の契約締結に関する期限後においても，引き続き，電子決済等代行業者において家計簿サービス等の提供が継続されることが見込まれる。

しかしながら，家計簿サービス等の提供に必要となる口座情報を保有する銀行と電子決済等代行業者との間の取引関係上の不均衡は引き続き存在するため，今後とも，銀行において独占禁止法との関係に留意しつつ，取引条件の設定等が行われることが期待されるとともに，公正取引委員会としては，銀行と電子決済等代行業者の取引のほか，銀行とシステムベンダーの取引を含め，独占禁止法上問題となる具体的な案件に接した場合には，厳正・的確に対処していく。

また，家計簿サービス等においては銀行が保有する口座情報に限らず，多様な情報を集約することによりそのサービスが向上することから，電子決済等代行業者には，銀行のほか，クレジットカード会社や証券会社等の他の金融関連事業を営む事業者と接続するインセンティブも存在するところ，本調査報告書の考え方を踏まえて，今後これらの銀行以外の事業者と電子決済等代行業者の間においても，利用者の情報へのアクセスが適切に確保されることが期待される。

公正取引委員会は，引き続き，家計簿サービス等の分野における公正かつ

自由な競争を促進するため，銀行と電子決済等代行業者の間の取引及び銀行とシステムベンダーの間の取引の状況について注視していく。

以上